

山下視察團報告

—)〇(—

I

0822

目 次

視 察 記 事 (17)

獨伊派遣軍事視察團報告

第 一 編

第 一	前 言	(15)
第 二	国防機構の一元化	(15)
第 三	陸軍軍備拡充方針	(17)
第 四	陸海軍航空の統一及航空防空充簡要綱	(18)
第 五	機甲兵団建設要綱	(23)
第 六	通信戦力刷新要綱	(26)
第 七	兵器技術の刷新及之等に関する諸制度の確立	(27)
第 八	軍の機能を激刺たらしむる方策	(31)
第 九	国防強化の爲緊急施策要項	(33)
第 十	結 言	(34)

第 二 編

第 一 章	国防機構の一元化に就て	(36)
第 二 章	強力国家の戦争指導	(69)
第 三 章	編制制度	(73)
第 四 章	其 他	(109)

0823

視察記事

(1) 視察団派遣の経緯

今次大戦に於ける独軍は波蘭に於ても諾威に於ても概又南白備方面に於ても常に積極的自主進軍作戦に終止し且判る処偉大なる戦果を収め作戦並戦争指導の様相甚に従来の観念を脱せるものあるか如く特に航空軍及装甲部隊の活躍は前古未嘗有にして国家總力を戦争遂行の一途に結果指向する戦争指導の要領と共に幾多の示唆を包蔵するものなり。

於此昭和十五年八月軍事視察団を独國に派遣するの内訳察し軍務局長は駐日独武官と交渉する所あり独空軍は作戦の關係上遂に同意するに至りざりしも独陸軍は欣然之を以て既に視察団派遣の試決せられ八月下旬内報を發して視察団要員に之を準備を命ぜり。但しソ俄通過査証の入手相当困難視せられ表向を今は之が目途確立を待ちて行はるることとなれり。

偶々同年九月日独伊三国條約の締結せらるるありて独空軍の対日空軍も逐次好転し視察要求を逐次改善するに至り遂に独國防軍は我軍視察団を招待すべき旨申出づるに至れり。

又帝國陸軍が軍事視察団を独國に派遣するの試あるを知れる伊國は其の駐日武官を通じて自國視察団を伊國防軍に於ても招待したき意向を表明し表れるを以て之を容れ独國視察後伊國をも視察せしめりることとなれり。

(2) 視察団の任務及編成

(イ) 任務

派遣の目的は主として今次大戦に於ける独國の戦争指導、空軍の戦術戦術時に装甲部隊との協同並に両軍の側面編成訓練、補給等の状況を視察し以て我軍準備充実に資するに在り。

尚伊國に於ける所屬事項に關し其の概況を視察す。

(ロ) 視察団の編成左の如し

< 独國軍事視察団 >

陸軍中將	山下 奉文	
陸軍少將	坂西 一良	(独國在勤帝國大使館附武官)
陸軍少將	後部 權樹	
陸軍中佐	穂田 弘志	(独國在勤帝國大使館附武官補佐官)

陸軍少佐	高崎正男	
陸軍少佐	遠藤悦	(独國在勳帝國大使館附武官輔佐官)
陸軍少佐	棚橋茂雄	
陸軍班		
陸軍少將	原乙未生	
陸軍大佐	一瀬涉	
陸軍中佐	角健之	
陸軍少佐	館野基忠	(陸軍技術本部独國駐在官)
同	田中賢治	(独國駐在員)
同	佐竹金次	(同)
同	高山信武	(同)
同	細田照	(同)

航空班		
陸軍大佐	原田貞慈	
陸軍中佐	飯島正義	(陸軍航空本部独國駐在監督官)
同	有森三雄	
同	岸本重一	(独國駐在員)
同	木原友二	(陸軍技術本部独國駐在員)
陸軍少佐	中村昌三	(独國駐在員)
同	梶原秀寛	

領 秀 独國在勳帝國大使館附武官陸軍少將坂西一良独國首都到着に到る迄陸軍少將岡本清福は坂西少將に代り本編成内に入り服務す。

<伊國軍軍視察団編成>

陸軍中將	山下奉文	
陸軍少將	綾部楯樹	
陸軍大佐	清水盛朋	(伊國在勳帝國大使官附武官)
陸軍中佐	太田梅一郎	(同 輔佐官)
陸軍少佐	高崎正男	
同	棚橋茂雄	
陸軍班		
陸軍少將	原乙未生	
陸軍大佐	一瀬涉	

同	同	佐 藤 之 儀	
陸軍中佐	佐	藤 正 威	(伊國駐在費)
同	佐	尾 正 明	(陸軍技術本部伊國駐在費)
陸軍少佐	佐	柴 弘 人	(同)
航空班			
陸軍大佐	佐	原 田 貞 憲	
陸軍中佐	佐	有 森 三 雄	
同	佐	神 原 主 計	(伊國駐在費)
同	佐	中 村 昌 三	(独國駐在費)
陸軍少佐	佐	大 川 幹 夫	(陸軍航空本部伊國駐在監督官)
同	佐	内 岡 孝 雄	(伊國駐在費)
同	佐	橋 原 秀 見	

(1) 派遣期間は往復を合し約六ヶ月とし在独約三ヶ月在伊約一ヶ月とす
経路は往復共西伯利亞經由とす。

(3) 視察団の準備

内報に接したる視察団長は視察団の任務達成に關し訓示を与へて先づ
団員の覚悟を新にし且つ其の關心所を問ならしむるところあり。視察団
員は各上司の諒解の許に直に旅行準備特にソ聯査証要求を爲すと共に視
察準備に着手す即ち中火諸官術谷米施学校等を歴訪して視察懇談し各当
事者の意見を聴取すると共に視察の参考資料を蒐集し各主要なる軍需工
場を視察して視察版の向上に資し以て隨時出悉し得るの準備を完了す又
視察調査希望事項を駐独武官に通報して独軍部に之が要求方を依頼す。

ソ聯査証は果して意の如く入手し得ず、時恰も冬季に向ひ在函時を格
寸に於ては視察に不便尠かりざるを以て鋭意ソ聯査証の促進を図ると夫
に此固着独後実施し得べき視察の範圍限度等をも考慮し細部の調査計画
(研究及備忘)を立案し視察任務達成に萬遺憾なきを期しあり。

尙陸軍大臣、參謀總長はヒ「總統、独遠國防軍總司令部長官、独遠陸
空軍總司令官に夫々メッセージ並に記念品を又、△「首相、伊三軍參謀總
長にメッセージ並記念品、陸空軍次官、同參謀總長に記念品を托送せり
此視察団亦若干の記念品を準備せり。

(4) 視察団往復の旅行

(1) 往路

前述の如く八月下旬夫々内報に接したるも団員中には満洲より転任す

ベシ君及滿洲に出張中の君等ありて旅券並査証要求資料整備に若干の時日を要し先づ独逸入國査証を入手の後九月中旬外務省を通じソ聯邦査証を要求す。

爾來駐日ソ聯邦領事館を始め駐ソ帝國大使並駐ソ帝國大使官附武官を通じソ聯邦外務省並軍部に対し査証交付方督促是れ努めたるも當時日ソ間の査証交付問題紛糾を重ぬありて事務進捗せず此間駐日独逸大使並同武官等も其駐ソ大使並武官等を通じ側面的に之を促進に協力する所あり十二月中旬に至りて漸く査証入手の見込確立し十二月二十一日通過査証並鉄道乗車券等一切の出発準備を完了す。

於此現案即ち十二月二十二日東京出発同三十日滿洲里より入り一月七日モスクー通過一月八日午後伯林に到着す。

(四) 復 路

ソ聯邦査証交付の遅延を予想し五月末通過を目途として既に三月上旬之が要求手続を完了せるも五月中旬伊太利に向ひ出発するに時期に於て尚何等の進捗を見ず再び駐ソ帝國大使及同武官を煩して之を督促せり。

六月に入るや査証交付事務に關する日ソ間の細部取決成立せるを以て査証の交付は必ずしも困難ならざる見込確立し寧ろ座席の取得に隘路を生ずるに至れり。

而して伊太利に於ては公式行事終了後伯林に於て若干日報告資料を整理し以て帰京後成るべく速に本務に服し得る如く一切の準備を俾しめりしか偶々独ソ關係緊迫を告ぐるの報あり。六月七日(尚羅馬に在り)意軍全負勝朝するに決し独ソに対し視察団の隔接台車各一輛の増結方を要求すると共に直に伯林に帰着し隨時出発し得るの準備を完了す。接台車増結に就ては幾多の曲折ありしも漸く之が実現を見六月十七日伯林を出発帰朝の途に就くを得たり六月十九日モスクー通過二十六日概約予定の如く滿洲里に到着す(二十三日独ソ戦争勃発の報に接す)ソ國境及モスクー等に於ては中立條約締結の影響を受けて蘇聯側の取扱往路に比し稍寛なるを認めしか独ソ開戦するに及びアトポール出境に際しては税関吏の極めて不愉快として峻烈なる取扱を受けたり。今次旅行に於ては報告資料等相当の蓄積を携行せるを以て之が安全の満藝般の処置を講ずる所ありしか遂に幸なきを得たり。

(5) 視察日程及行幸の概要

視察日程及行幸の概要 附表第一乃至第六(月別)の如し

附表第一

月	日	曜	行幸の概要
一 月	8	水	伯林到着
	9	木	打合
	10	金	同 右
	11	土	同 右
	12	日	陸軍總司令官フラウヒツチ元帥訪問(午後)
	13	月	
	14	火	無名戦士墓前に花輪捧呈
	15	水	準備研究 第二部長招宴
	16	木	同 右
	17	金	陸軍武官室在勤者の講和聴取
	18	土	同 右 陸軍總司令官の招宴
	19	日	
	20	月	講和 戦史研究花岡の組織及今次戦争の戦史記述に就て
	21	火	講和 国防軍總司令部と各軍との関係並に国防軍總司令部の編制及途程に就て
	22	水	講和 国防軍の作戦上の協同に就て 同 勃興に於ける軍需経済と戦時経済への転換に就て
	23	木	同 同 右 (続き)
	24	金	視察 宣伝大隊補充隊、陸軍記録所
	25	土	講話 戦時手段としての宣伝に就て
	26	日	
	27	月	講和 占領地に於ける行政組織に就て 陸軍参謀總長ハルター大将訪問
	28	火	同 右 補給就中鉄道に就て 国防軍總司令部長官カイテル元帥訪問 空軍總司令官ゲーリング元帥訪問
	29	水	同 右 波蘭に於ける作戦経過概要
	30	木	同 右
	31	金	同 右 独の戦時経済に就て と總統面談(全食) 、歐西面方の勝利。

附表第二

月	日	曜	行 争 の 概 要
二 月	1	土	講話 陸軍の補給に就て
	2	日	ウンシュコンツェルトに陪席
	3	月	視察 ポツダム下士官学校 独側要人を茶に招待
	4	火	講和 西方作戦に於ける突破に就て
	5	水	同行 陸軍の再建に就て
	6	木	同行 陸軍の編制及勤負に就て 西方戦場視察の爲出発
	7	金	ハーク到着
	8	土	講話 ロツテルダム 附近に於ける落下傘部隊の活動に就て 視察 右 現場 講話 夜間駆逐戦術師団の編制及運用に就て
	9	日	視察 エベンエマール要塞 附 講話 エベンエマール 要塞攻路の経過に就て
	10	月	視察 歩兵第三十師団司令部 附講話州司令部の編制及任務に就て 同行 アントワープ爆撃戦隊
	11	火	視察 リール He 第117戦隊
	12	水	同 カレー He 第109戦隊 同 28榴及21榴長射程砲の突撃射撃及沿岸海岸砲隊
	13	木	同 フェカン及ルアーアル 附近海岸砲兵の突撃射撃
	14	金	同 ルアーアル対岸方面列車砲(24榴)及15加10加等の射撃
	15	土	視察 ルアノ 附近セー又河軍橋(一部は宣伝中隊) 附 講話 同軍橋の架設に就て 同上 第13軍団司令部 附 講話 軍団司令部の編制及任務に就て
	16	日	講話 滿國敗戦の原因に就て(於パリ)
	17	月	視察 第三空中艦隊司令部 (Paris) 附 講話 空中艦隊の編制及作戦経過の概要に就て
	18	火	現地講話 シヤウトウホルシヤン 附近セー又河渡河戦に就て
	19	水	同 上 セダン 南方ストン又附近戦に就て 同 上 マジノ線北端505保壘附近の戦に就て 同 上 ヴエルダン附近の戦に就て 講話 マジノ線とジークフリート線の比較(於 Metz)

二 月	20	木	同上	マジノ線の突破に就て (於ルテ)
	21	金	視察	マジノ陣地及ジークフリート陣地
	22	土		ストラスブルグ砲台伯林へ
	23	日		伯林帰着
	24	日	講話	陸軍兵器局の編制及業務に就て
	25	火	視察	函獲兵器 (説明副佐覽) (クンメルズドルク)
	26	水	講話 (懇談)	戦車の運用及技術 (兵器局)
	27	木	視察	師団総合戦闘射撃 (ケーニヒスゲルツク)
三 月	28	金	同上	工兵隊のトチカ攻撃及築壘
			同上	スパンゲンウ兵器廠 陞西 リエツツオン 飛行団

附表 第三

三 月	1	土	視察	ノイルピン砲撃観	
	2	日			
	3	日	講話	空軍全般の編制に就て	
	4	火	同上	空軍参謀本部の編制に就て	
	5	水	講話	空軍總兵站監部の組織及任務に就て	
	6	木	同上	空軍一般通信、防空通信、敵空保安通信に就て	
			懇談	火砲技術に就て (一部参加陸軍兵器局)	
	7	金	講話	砲撃省の編制に就て	
			視察	マクデアブルグ兵器廠 (一部参加)	
	8	土	講話	気象勤務に就て	
			懇談	兵器製造に就て (一部参加陸軍兵器局)	
	9	日			
			主として陸軍班	主として航空班	
10	月	視察	戦車学校 (ヴェンズドルフ)	講話 空軍教育機関の編制と業務	
11	火	視察	同上 石	同上 総務局の編制と業務	
12	水	同上	機械化学校	同上 空軍監理局の編制と業務 特別に豫算制度、建築制度、及不動産制度に就て	

三	13	木	視察	陸軍通信学校(ハッレー)	講話	戦時に於ける民間航空の編制と業務
	14	金	同上	歩兵学校(デハリッツ)	同上	空軍人争局の編制と業務
	15	土	懇談	杵甲部隊の建設及運用に就て(グアリアン將軍及参謀長)	同上	兵器部の編制と業務
	16	日				
	17	月	視察	機械化学校及戦軍学校	同上	同上
	18	火	同上	工兵学校(デツサウ)	同上	同上
	19	水	視察	騎兵学校東局及駈法学校(グランポニッツ)	講話	都市及国土防空に就て
	20	木	同上	砲兵学校(エータボーク)	講話	国立防空学校に於ける実演
	21	金	同上	同上	同上	防空に関する編制
	22	土	整理		視察	伯林附近超重轟撃砲陣地整理
月	23	日				
	24	月	懇談	杵甲兵監部	視察	第11教育大隊(シェーネルト)
	25	火	視察	戦車第10師団(ノイハマー)	同上	士官学校(カトウ)
	26	水			同上	航法学校(ストラスアルク)
	27	木	懇談	陸軍總括事項(フロム大將)	同上	C操縦学校(ピュートニッツ)
	28	金	工場視察の爲出発		同上	爆薬学校(テュトウ)
	29	土	視察	クルツプ工場(エツゼン)	同上	近戦戦斗学校(ヴェルハイ)
	30	日		LDュツセルドルフへ		
	31	月	視察	ラインメタル工場(デュッセルドルフ)	同上	盲目飛行学校(ブレンデイス)

附表 第四

日	曜	主として陸軍班	主として航空班
四 月	1	視察	視察
	2	同上	同上
	3	視察	同上
	4	同上	同上
	5	同上	同上
	6	同上	同上

四 月	7	月	視察 齒車工場	視察 通信学校(ハツレ)
	8	火	同上 マンエ工場(ニエルンバルク)	同上 武蔵学校(ソルゼブルク)
	9	水	ビルゼンTへ	同上 高射砲学校(レーリック)
	10	木	視察 スコダ工場	同上 落下傘学校(ウイストツ)
	11	金	伯林へ	伯林へ
	12	土	整理	整理
	13	日		
	14	月	整理	整理
	15	火	視察 モーゼル工場(ベルリン)	視察
	16	水	同上 ボルチ及グロッパ工場(マクデブルク)	同上 エンカー-コンツエレン
	17	木	講話 陸軍通信の全般に就て	同上 諸製作所
	18	金	一部、鉄道に関する講話及現	同上
	19	土	地視察	同上
	20	日		
	21	月	一部、整理	視察 ハンシエル工場(シェネフェル)
	22	火		視察 D.B工場(ゲンスハーゲン)
	23	水	視察 D.W.L研究所	同 左
	24	木	同上 北総行田フライター訓練所 (トレツピン)	同 左
	25	金		
	26	土	講話(一部)爆撃戦闘に就て	主力 同左
	27	日		
	28	月	視察 ナチ自動車スポーツ学校	
	29	火	報告整理	同 左
	30	水	報告整理	同 左

附表第五

月	日	曜	行 事 の 概 要	
			主として陸軍班	主として航空班
五 月	1	木	報告整理、合同研究	同 左
	2	金	講話(一部)陸下爆撃に就て	(主力)同左
	3	土	同上(一部)遠距離偵察に就て	(主力)同左
	4	日		
	5	月	視察(一部)火工学校	

五 月	6	火	懇談(一部)兵務局	
	7	水	視察(一部)工兵学校	陸空軍要人招待
	8	木		離独 茶
	9	金		
	10	土	報告整理、合同研究、離独挨拶	
	11	日		
	12	月		
	13	火	訪伊の歸出発	
	14	水		
	15	木		
	16	金		
	17	土	フロレンス集合	
	18	日	ローマへ正式到着	
	19	月	無名戦士墓花輪捧呈、国王謁見、首相訪問、三軍要人挨拶、伊三軍参謀總長の招待	
	20	火	準備研究	
	21	水	講話 国防最高委員会組織任務、映画	
	22	木	講話 軍需院に就て 映画 希工-戦線 懇談 陸軍参謀本部 懇談 陸軍省	講話 同行 映画 同左 懇談 空軍省
	23	金	視察 軍用化学研究所、化学都市	視察 空軍武器研究所 懇談 武器弾薬武装に就て
	24	土	視察 砲兵実験部 射撃	視察 空軍最高研究試験部
	25	日		
	26	月	視察 機械化技術本部「ナポリ」へ移動	「ナポリ」へ移動
	27	火	視察 (1)空軍士官学校(2)特務学校 (3)陸軍工廠(ナポリ)	視察 (1)(2) 同左
	28	水	視察 地下貯油所(スペチヤ) 沿岸防備(")	A. フロレンス B. ナポリ
	29	木	視察 「サンギョルジョ」工場 (ゼニア)	A. 視察 空軍実施学校、軍用機器製作所 B. 視察 グラント飛行場
	30	金	視察 アンサルド工場(ゼニア)	A. 視察 レチアネ工場 B. 視察 グラント飛行場
	31	土	視察 アレダ工場(ミラノ)	A. 視察 アレダ工場、イソタクラスキー工場

0833

		イノダプラスキーニ工場 (ミラノ)	カアロニ工場 B. 視察 海軍基地及飛行場 作戦飛行場
--	--	----------------------	-----------------------------------

附表第六 行 事 の 概 要

月	日	曜	陸 軍 班	航 空 班
六	7	日	視察 プレダ工場	A. 視察 サボイアマルケッチ工場 B. 同上 海軍基地及水上機基地(カブレ)
	2	月	視察 ファット工場(トリノ)	A. 視察 ファット工場(トリノ) B. 同上 空軍実施学校(フロレンス)
	3	火	視察 自動車供給本部 陸軍大学校 (トリノ)	A. 同上 レピサへ移動 B. 同上 カザマレ水上飛行場
	4	水	視察 西部戦場 (セストリエール) (モンテニジオ)	A. 同上 バツジヨ工場(ピザ) B. 同上 スパチヤ軍港施設
	5	木	トリノより ローマへ移動	A. レピサより ローマへ移動 B. 視察 海軍兵学校(リボルノ)
月	6	金	離伊挨拶 離伊来(軍民)	
	7	土	陸海空三軍要人招待	
	8	日	ローマへ出発 伯林へ	
	9	月	旅行	
	10	火	旅行	
	11	水	伯林集合	
	12	木	整理及出発準備	
	13	金		
	14	土		
	15	日		
	16	月	伯林出発 帰国	
	17	火		

(6) 将来に対する参考事項

(1) 視察団の編成に就て

(イ) 広範地の視察を目的とする場合に於ては別班行動に依ること多きと各方面の意見を統一綜合するの要あるを以て視察目的に応じ班長要員を置くを可とす。

今次視察に於ける航空班の編成は此の見地に於て適当なりき地上関係に於ても用兵、技術、装甲等を綜合すべき班長を置くの要ありき。

(ロ) 視察団員の数は視察目的に応ずべきも努めて小数の責任者に止むるを可とす。

視察団員の数多きに過ぎるときは一般の行動、視察の実施、成果の整理共に却つて不利多し、但し団長たる将官には華兵副官を、視察団大なる場合には主計1を附属するを要す。

(ハ) 派遣する視察団員修得語学の關係は短期間の視察に在りては必ずしも絶対的要件ならず、善し講話、視察に於ては全食当該外國語を解せざる限り通訳を解するの要ありはなり。

但し先方との交渉、日帝の庶務に任せしむる爲現地に勤務しある1、2の者を団員とし専念庶務に従事せしむること絶対に必要なり。

(ニ) 通訳は新進にして將を厭はず剛直性ある者を發掘するを要し、成し得れば將校を充當するを可とす。

(2) 準備及連絡

(イ) 出発前の準備期間は概ね二ヶ月を見込むを可とす。

(ロ) 屬し得れば先発者を派遣し現地との意志疎通を十分ならしむるを可とす。(今次視察に於て之を企圖せしむるも査証の關係上之を実施し得ざりき)

(ハ) 現地への視察要求事項は完全なるものを成るべく早く一度に連絡するを可とす。

今次視察に方りては出発可能を時期予測し難かりしを以て早きを主として先づ要目を現地に送付せしが出発時期遂延に伴ひ要求事項逐次簇出し相次で新要求を提呈せる爲現地に於ける折衝を困難ならしめたり。準備運るも完全なるものを一度に要求する方交渉容易なり。

(3) 視察団の取扱に就て

今回独伊兩國陸軍が當軍事視察団を招待せる形式となりあるを以て兩

軍兵視察団の取扱に特別の配慮をなしたるものの如し、従つて当視察団に対する取扱は常例と謂ひ難きも独逸に於ては既に日本へ軍事視察団を派遣するの計ありしを以て概要を記述す。

(イ) 計画及接待誘導

甲 独逸

陸空軍兵情報関係部長、外國軍武官係課長、同課員視察計画実施交渉直接の相手となり就中右課員をして寡念之に当らしめ別に陸軍は中佐1(東京に在勤したることあり)通訳1(一等兵なるも日本人の母を有し日本語に堪能なり)を空軍は少佐1をして接待誘導に寡念せしめたり。

乙 伊太利

視察計画実施の責任者は独逸の場合と略同様なるも特に有力なる接待委員を任命して視察を円滑ならしめたり。即陸海空軍兵少將を接待委員長として日本に理解ある大中佐2若は3を接待委員として常時随伴せしめたり。

陸軍に於ける接待委員長は前々駐日陸軍武官(少將)接待委員には前駐日陸軍武官(大佐)二度渡日せしことある予備中佐を充當し日本人の気心を解する接待に努めたり。

(ロ) 要人の接見、会食等

甲、ヒ總統、伊皇帝、LAT首相は共に視察団全員を引見せり。

乙、独陸軍總司令官、同空軍總司令官、伊三軍總參謀長は夫々公式に視察団を招待したり。

之に対し視察団々長は着任並に离任の際軍部要人、独伊官民を公式に招待したり。

又視察に於ては最奇軍司令官等は常に会食を催して接待せり。

丙、勳章贈与

独逸は高独挨拶の際団長に勳章を贈与し伊太利亦団長に対し勳章を贈るべき旨正式に通告せり。

(ハ) 其他

甲 迎送

独逸に対しては公式迎送を辞退せしむ伊太利は公式迎送を請はたき旨を強調したるを以て之に應じたり。

乙、便宜供与

視察に必要な自動車（乗用車若くはバス）は主として独伊側の提供せるものを使用せり。所要に応じ輸送用飛行機によりて回数を増送せり。

又視察の爲首都を離れて出張せる場合には旅行、宿泊、食費等一切の経費を独伊側に負担せり（戦時にして旅行、宿泊、食費等特別の制限等あること勿論なり）

丙、記念物

独陸軍總司令官は日本陸軍に対し歐戰（西方の勝利）陸軍大学校に対し百甲曹一組を又中隊長以下に対し夫々簡素なる記念品を贈り、伊太利に於ては視察先に於ては軽易なる記念品（メダル等）を贈れり。

(二) 当視察團の研究に引続き研究若くは視察せしむるを要する事項

甲、杵甲関係

独軍杵甲部隊の建設は日尚浅く編制裝備等尚過渡的措置と目せらるるものなきにあらず又日下一般歩兵師團の機械化、機械化師團の戦車師團化等着々実施せられあるが故に当視察團視察成果を基とし更に編制裝備訓練運用の細部及完全なる杵甲部隊に關し續いて絶えざる視察研究を実施するの要あり。之を爲すに杵甲部隊関係適任者を独軍杵甲部隊に隊附せしめ十名なる研究に當らしむるを可とす。

乙、航空

航空兵器技術は日進月歩にして停止する所を知らず又器材の進歩に伴ふ運用法の趨向に就ても常時研究を持續するの要あり之を爲すに當時技術と運用に適任なる者を独に駐在せしめ研究に要念せしむるを可とす。

丙、今次大戦史

作戰経過の概要又は各作戰の断片の外尚窺知し得ざりしもの大は戦争指導より小は各地戦闘の実相に至る迄他山の石と爲し得るもの多かりざるは信して疑はず特に優勢なる航空兵力、強力なる杵甲部隊の活動と其影響近代國家總力戦の実相等國軍學の歸趨功なるものあるを以て之等戦史資料の刊行、戦場の自由なる視察可能なる時期に至らば努めて更に適任者を派遣して資料の蒐集、研究に任せしむるを可とす。

獨伊派遣軍事視察團報告

第一編

昭和十六年
七月一日

第一 前言

獨伊派遣軍事視察團帰任に方り訓令に基き帝國の現情に照し緊急提案すべき重要事項に關し取敢て報告す。

惟心に國策を確立し民心を統一し人的物的國力就中全國民の努力を綜合し組織し結集し一途の目標に之を投入するは強カ國家指導の要諦にして他國を視察し愈々其感を新にすところなり即ち高麗國防國家の態勢を整へ強大なる軍備を核心とし固執確乎たる計画と十分なる準備とを以て勤くや運戦即決帝に主動先制の戰爭を指導し得る所以のものは一に茲に在りと信す。

繼て帝國の現情勢は支那事變を中心とし緊迫せる國際情勢の裡に國防態勢を強化せんとするものにして一段慰を帝國の崇高意蘊なる理想、國民性の特質及東亞の政治地理的環境等に致すときは他國に比すへかりざる偉大なる發展性と共に異常の困難性を併有し帝國國防強化の爲には確乎不拔の決意を必要とするは言を俟たざるところなり。

右の決意は本視察團全員の深く自覺するところにして以下述へんとするところは視察團派遣の経緯に鑑み重大なる責任を感じつゝ其の所見を卒直に披瀝せるものにして切に之の實現を望んで已まざるところなり。

第二 國防機構の一元化

(一) 要旨

現時總力戦遂行に際し複雑多端緊急非常の秋に廻し枕宜縱横に國家の進運を期せんか爾には施策の企画、発動及運用に於て簡單明瞭なる一元的強カ國家機構の組織を必要とす。之が爲内治、外交、經濟、交通、文教等各般に亘り改新すべきもの多しと雖喫緊且不可缺の要素は實に先づ國防担当部門の一元化を断行するに在り。

蓋し帝國に在りては國防國家建設の現段階に於て國防の統一的整備は當分の内其の発動を軍中心に求むべく又戰爭目的達成の爲決定的の要素

は軍事制の競争指導能力に異心とて大なるを以て是れはなり此の中心たるべき陸海兩軍の一元化は既に現情に照し国防方針の決定に於て、統一制の経済的なる国防の整備に於て、將又戦争指導時に政戦兩路の緊急且即決化に於て欠くべからざるのみならず帝國の國策實現上必須とする強大軍備の急速整備就中大空軍の建設を必要とする現勢に於て之の併行を要すること益々切なるものあり。

② 国防機構の体系

国防機構の体系確立の爲基調たるべき要項左の如し

- (一) 文武各協カ一体要領の趣旨に則ること
- (二) 光輝ある統帥權を基とし建軍の本義に透徹すること
- (三) 軍政、軍令の両機能相互調和し且つ強力迅速に其機能を發揮すること
- (四) 平時時の態勢を勉めて近似せしむること

以上に基づく国防機構体系案別紙(略)の如く国防省及大本營(国防本部)の組織権限の概要別紙の如し

③ 実行要目

- (一) 陸海兩軍の完全なる意見一致協調を基準とし以て建軍の初動を純正ならしむ之が爲先づ陸軍の意志を確定し成るべく速に之を陸軍大臣より海軍大臣に提案す所要に應じ海軍部内より発動する如く之を誘導し、右と共に陸海兩軍同時に国防一元化の必須性を國民に発表理解徹底せしめ國民をして陸海軍に介して論議対立するべからざらしむ。
- (二) 陸海兩軍の意志決定と共に国防機構改正委員会を常設す。
右に先づ陸軍に於て専門常務機関として同様の調査会を設く。
- (三) 国防本部及国防省の新設は両者同時に実施す。之が所要すれば軍事上の順序として速に先づ陸海(空)統帥部(特に大本營)の一元化を図ると共に陸海航空は夫々独立空軍の体系を應急整備し次で国防省並陸海、空軍事務官衙を改編新設す。同時独立空軍の体系を完成す。
- (四) 以上と併行し左記各項を実施す。
 - (1) 陸、海軍政、軍令の相互理解、相互交換訓練、技術研究の公開、交換、中央部主任部局の理解接触、隊付又は学生の交換等を促進す。總力戦術研究所を強化す。
 - (2) 陸軍軍備特に陸軍航空の充実刷新を図り各々共に国防の一元化及独立空軍への転移に支障をなからしむ。其実行要領は第四に據る。

第三 陸軍軍備擴充方針

祖国の優勢空軍と新鋭の装甲大兵団を建設し之を運用するに十二分の通信戦力を以てし常に作戦の先制主動を獲得して短期に偉大なる戦果を収めたる跡を討めるときは能く現代軍備の特質を窺知することを得べし。

英、佛、波軍の軍備に比較するとき益々然り即ち帝国次期軍備の方向は之を差地に於ける機動、急襲、速度、装甲の線に沿ひて之を強化刷新すべく広大なる東亞の地理的條件を考察し帝国四隣の強國の特質に鑑み帝国独自の新軍態をを整えるを要す。

陸軍軍備擴充強化の要項左の如し

- 一、陸軍航空の飛躍的擴充を図り作戦の終始を通し先制主動の確保及国土防空に十分なる精銳空軍を建設するを最終の目標とす。
先づ對ソ作戦を主眼とするも海戦に協力し又然地作戦に隨時使用し得る如く量質を定む。
獨立空軍の建設方針及実行要領は第四に據る。
- 二、新に装甲大兵団を建設し全地上軍の骨幹決戦戦力とするを最終の目標とす。但し次期軍備充實時期に於ける兵力量は少くも主作戦方面に於ける對幹決戦戦力たらしむるを目標とす。
對ソ作戦に使用するものとして諸般の要素を定め爾他の方面に使用する場合に於ける齟齬、裝備運用上多少の不便は之を忍ぶものとする。
- 三、航空と装甲との擴充増強に方りては航空を優先とし諸般の關係を俾し相互の摩擦なからしむ然れども装甲の現情に鑑み之の新設の要を強調し画期的進歩に遺憾なからしむ。
- 四、装甲部隊及爾他地上部隊増強の量及緩急順序に關しては装甲の建設強化を第一とす。之が所状況に依り爾他地上部隊一般に關しては其の合理的能率的改鑄により現戦力を保持するに止むることあり。已むを得ざる場合に於ては地上部隊の一部を削減す。
- 五、通信戦力の充實は東亞の通信網の現情と地理的條件とを考慮し徹底せる施策を加へ以て活潑なる機動的作戦就中統帥を容易ならしむ。指揮連絡用飛行機等補助連絡手段を併せ重視す。
- 六、航空、装甲、通信は各々相俟ちて現代新軍を形成すべく之の調和相互訓練運用を巧に律することに着意す。
- 七、以上軍備の充實には「量」と「施設」とを惜まざるものとする。

盡し事を以て對に精神力、統帥の妙、訓練の徹底を以て究く物質的
威力を凌駕し未れる國軍の傳統は尚依然として益々強調すべきも其限度
を的確に把握するを要す但し人的素質に於ては漸を逐ひて向上する如く
し軍備充実当初に在りては其の要求を緩和するものとす。

八、急速徹底せる軍備の実現、政府は勉めて單一なる擴張方法を以てし且
介業軍門主義を採るを可とす。

九、現存今の修正軍備充實計画は逐次一部の再修正を加へつゝ依然続行し
次期計画の理説に遺憾なからしむ。

之の爲速に次期計画を策定するを要す。

一〇、軍備の正面と縱深との關係は帝國の予想敵國の特質に鑑み軍備充實未
期に於ける國力的總方針の状況を考察し相當の縱深を保持するものとす。

一一、常に隨時戰爭に應じ得る態勢を整へるは固より必要守りと雖軍備の急
速擴張の處に於ては勉めて計画的戰爭を企図し以て全般の軍備充實の円
滑なる遂行に關切せしむ。

一二、生産力の補充と兵備の増強との緩急は帝國の現情に鑑み作戰當局の苦
衷を推察し兩々其限度を定む。

一三、新軍の建設は作戰上の要求に基き總國力を挙げて之に適應すべく從て
國力の至當の判断調査統計及國力向上の方策並其の上昇の推斷に關して
緩急を期す。

第四 陸海航空の統一及航空防空充實要綱

一 要 旨

今次独軍作戰の跡を討ぬるに因戦勢頭に於ける制空權の獲得は全軍先
制主動の絶対要件なると共に敵國戰爭遂行機能の破碎特に敵武力組織の
廢滅等優勢空軍統制の攻撃威力は作戰全局の速戰即決に必須の要素なり。

竊みて帝國の當面する國際情勢と東亞の広大なる地理的條件とを考察
するに帝國は其國策遂行の原動力たらしむる爲方策を講じて航空の飛
躍的補充を図り以て東亞に於て他の總敵を許さざる空軍を建設せざるべ
からず。

而して帝國四隣強國の空中勢力を鑑みるときは我空軍は常に其兵力を
一面面に果敢して優勢を保ち敵を各箇に擊破するの策に出づるを要す之
の處には陸海軍の有する航空兵力を一元的に統帥運用し得る独立空軍を
建設するを緊切とす。

蓋し独立空軍の建設に依りて始めて陸海兩軍に介在せられざる航空戦力の統合発揮を可能ならしむるのみならず航空工業の運営、航空技術の研究進歩、國民航空教育の向上等を一途の方針に綜合し以て以て航空の量と質とを孤克向上して大空軍の威力発揚を甚大ならしむるを得ればなり即ち帝國は直ちに陸海軍航空を統合して独立空軍を建設するの方針を確立し且之か実行に着手するを要す。

独立空軍が渾然陸海作戦に協力し得べきは今次作戦の跡に照し極めて明なり。

② 帝國独立空軍の体系

独立空軍は我國體と我軍の本義とに則り空軍たるの代能を最高度に發揮し得しむる如く之を定むるを要す其基調たるべき要項左の如し

- (一) 空軍中央統轄機關の編制及空軍体系案の概要別紙の如し
- (二) 全航空部隊は空軍に編合す。

但し陸海軍直接協同の屬空軍部隊の一部を夫々陸海軍部隊に配属す其主要なるもの左の如し

陸軍配属部隊	偵察飛行隊の一部 所要の高射砲兵部隊	
海軍配属部隊	艦載機及水上機部隊 所要の高射砲兵部隊	沿岸基地部隊の一部

- (三) 高射砲兵部隊は空軍に編合す

空軍は陸海軍部隊の直接防空を除くの外國土及作戦地に於ける全防空を統轄し防空の責に任す。

- (四) 落下傘部隊は空軍に編合す。
- (五) 空軍は全氣象機關を統轄す。
- (六) 空軍省(空軍長官部)は非軍事航空を同時に統轄するものとし。

③ 独立空軍への轉移方策

- (一) 速かに陸軍の總意を決定し陸軍に於て專門業務機關として空軍建設準備委員會を設く

- (二) 空軍の獨立は國防機構の一元化と併行して実施するものとし其要領は第二に依る。

- (三) 以上に併行し左記各項を実施す。

- (1) 高射砲部隊を航空兵種に編合し其教育は陸軍航空總 監部に於て又予算其他軍政は陸軍航空本部に於て管掌せしむ。

直し之に關する技術研究は陸軍技術本部の担任とす。

- (2) 陸軍省に於ける防空に關する事項は陸軍航空本部に管掌せしむ。
- (3) 軍用氣象に關する一切の事項は陸軍航空之に任する如く改め陸軍氣象部は陸軍航空本部長に陸軍氣象部隊は当該地域關係航空師隊長の隷下に入らしむ。
- (4) 陸海軍航空委員會の機構を拡大強化し現に企圖しある事項の可及的發展を策すると共に常備を以て陸海軍航空の協同接近を図る。
- (5) 逓信省航空局を廃止し速かに内閣直屬の航空院を設立し航空事業の外航空工業、航空科学、氣象学を管掌せしむ。
航空院は空軍事務官衙新設と共に設置するものとする。
- (6) 速かに航空工業聯盟を設立す。
- (7) 航空科学院を新設す。

五
の
外

④ 陸軍航空充備要綱

(一) 兵力、編制、制度、技術

編制、制度の諸般に亘り航空の特色に徹底し且陸軍内に於ける航空の獨立性を増大す。又直に國家總力を基礎として航空の充備を期し得る如く航空技術、航空工業、氣象、輸送事業及学制等國家諸般の制度を根本的に改善す。

其主要なる事項左の如し

- (1) 陸軍航空總監部及陸軍航空本部を左の如く強化す。
 - (イ) 人事、編制、裝備、予算等に関し更に広汎濫力なる権限を附与す。
 - (ロ) 高射砲兵部、通信部、及各種兵隊部（高射砲兵隊部を含む）を新設し高射砲、通信、保安、教育、整備の飛躍を図る。
 - (ハ) 航空工業及技術指導監督部局を統合拡大す。
 - (ニ) 防空の担任に必要なる改正は第五項に據る。
- (2) 兵力及軍隊の編制を左の如く増強改編す。
 - (イ) 戰鬥隊の精強を図り特に戰略的戰鬥部隊を重視す。
 - (ロ) 輕爆雲隊は急降下に徹底し重爆雲隊亦此能力を附す。
 - (ハ) 通信及航空保安施設及部隊を劃期的に増強す。
 - (ニ) 飛行団は兵力増強に伴ひ逐次單一分科に編合す。
 - (ホ) 現教育戰隊を學校に改編し之に伴ひ純然たる補充隊を新設す。
其主力は滿洲に配置す。

- (ハ) 各部隊輸送科を整理統合し輸送部隊を新設す。
- (ト) 落下傘部隊を増加す。
- (三) 官術学校を左の如く増強改修す。
 - (イ) 技術研究、審査機関を更に拡大強化す。
 - (ロ) 大規模急速養成及分業主義徹底の橋航空及飛行学校の組織を根底より検討して飛躍的に其の数を増強し又教育施設を改修す。特に通信及航法を重視す。
 - (ハ) 大規模の落下傘学校を新設し作戦用「グライダー」をも研究訓練せしむ。
- (4) 表簡に於しては第七の第四項に據る。
- (二) 教育訓練。
 - (1) 通信及航法能力並整備能力の徹底的向上を図る。
 - (2) 鉄壁及火力を以てする地上作戦協働能力を重視し又海上作戦協働能力を耐年す。
 - (3) 基礎教育及実務教育を重視し且分科専門教育に徹底す。
 - (4) 空軍運用に關する研究機関を増強し又陸軍大学校に於ける之が教育の改善向上を図る。
- (三) 人事補充等
 - (1) 空中勤務者の壮齡化を徹底す。
 - (2) 分業、適材適所、長期服務主義を徹底し能力の向上を策す。
 - (3) 各分科及各専門技能に關する補給者の計画的養成培養を徹底す。
 - (4) 警備及雜役要員以外の航空兵種は長期志願兵とす。
- (四) 人員の急速養成及軍隊の編成
 - (1) 地上陸軍の人材を更に航空に轉置す。
 - (2) 現計画に重複し要員の大量養成に着手す。
 - (3) 拡張軍隊の編成は人員の養成、施設、資材の整備後之を行ふものとし其の噴は漸を逐ひて向上す。
- (五) 運用

帝國陸軍航空部隊運用の原則には違かに改正を要すハきものなし然レとも之が適用に方り特に注意を要する事項左の如し。

 - (1) 戦時時期の決定に方りては特に航空作戦上の要求を重視すハきこと
 - (2) 地上作戦直接協働力は制空權を獲得したる場合に於て始めて所望の

如く実施し得ること。

- (3) 劣勢空軍を以てする制空権獲得は縱令之に専念する場合と雖も目的の達成至難なること
- (4) 航空戦力の発揮は通信の完備に資し所極めて大なること
- (5) 飛行部隊の分割使用は極力之を避くべきこと。

⑤ 防空充實要綱

航空兵力の飛躍的拡充に併行し画期的に空域に於ける防空兵力を増強すると共に通信、気象等之に關連する一切の事項を一元的に統合する爲に軍官民防空組織を綜合し国家防空体系を確立す。

之が屬の実施要目左の如し

(一) 應急的処理事項

- (1) 航空本部に防空部を新設し防空全般に亘る指導監督に關する事項を管掌せしむ
- (2) 軍防空兵力（通信施設を含む）を画期的^に拡充す。
- (3) 速かに防空法を改正し特に軍事的^に一元化を徹底す。
- (4) 防空協会を改組拡充し民防空に關する教育を担任せしむ
- (5) 現内務省管轄に屬する防空研究機関を廢止し陸海軍大臣区処下に防空中央研究所（又は防空学校）を設立す。

(二) 空軍独立と同時に処理すべき事項

- (1) 軍官民防空全般の統轄機関を新設す。
行機関の長は空軍大臣、空軍參謀總長の区処を受け防空実施に關し關係大臣を区処す
- (2) 防空法の徹底的改正
防空組織の確立、國民防空義務の拡大、防空要員の資格の向上、空襲に依る損害補償等を規定す。
- (3) 工場、交通、運輸、都市等防空の徹底的刷新

⑥ 民間航空の指導

航空軍発達の経緯を觀るに各層國民の航空國防に對する深刻なる理解と之に因由する優良青年の航空に對する憧憬とか之に偉大なる寄与を擧げるを看過すべからず、又地上兵田の大機動に偉功を奏せる民間航空輸送事業の眞に第二線空軍たるの價値を証せるものと謂ふべし而して之等は畢竟國防機構並陸海航空の統一に依る一元的指導に俟つもの多しと雖も主要なる事項を述べれば左の如し

- (1) 国民教育と関連し青少年航空教育を制度化す
- (2) 航空思想普及機関は半官半民組織に発展せしむ
- (3) 民間航空事業に対する統轄を強化すると共に予算的に資材的に財長培養す

空軍独立迄の過渡期に在りては右の基調に依り処理す。

第五 装甲兵団建設要綱

一 要旨

- (一) 兵員資力の最大限を運籌する現代戦に在りては各兵員の能力を最新装備により精神的に物質的に極度に向上し之等を有機的に結集し戦略戦術上に於ては機動、急襲、速度、装甲により一挙に敵の死命を制するを理想とし陸上戦に於ては偉大なる戦力就中速度を要する諸兵隊の装甲兵団を多数集積し戦略的に運用することに依り始めて之が遂行可能なり。

今次独軍戦勝の跡を討めるに独軍は前大戦の経験を深刻に研究し遂に戦車の速度の増大と装甲兵団の戦略的運用とを以て機動的決戦体系たらしめんとし戦車師団（装甲資材の充実は自動車化師団）を建設し之を軍及軍団に編成運用して東西両正面に殊々たる戦果を獲得せり之に反し仏軍にありては依然前大戦の戦法を踏襲し単一戦車部隊の歩兵直協に終始し戦略戦術的成果の見るべきものなし。

爾て我が國に於ける予想戦場及作戦を考察するときには國軍に於ても速に大装甲兵団を新設し之を対空戦に使用し機動戦に依る敵野戦軍襲滅の根本をらしむること絶対に必要なり

- (二) 装甲大兵団の新設に方りては速かに次期軍備充實完成時期に於ける作戦方針を定め之に基き兵力、編制、装備、配置、資材、施設等を速かに決定し一意之を建設に邁進す。

右完成時迄の過渡期に於ける作戦上の不利は多少之を忍ぶも最大能率を以て構筑なる装甲兵団の迅速完成を期す。

二 兵力、編制、装備、配置

- (一) 装甲部隊は戦略的用法の趣旨に鑑み之を師団及軍に編合す。

装甲軍は戦車師団を骨幹とし之を強化推進すべき一部の自動車化師団並に所要の軍直轄諸部隊を以て編合す。

戦車師団は戦車隊一營、歩兵隊一營及其他の部隊より成る諸兵連

合の戦術単位にして其の主戦力は戦車隊となるも状況地味に應じ戦車
及歩兵を適当に運用し之に諸兵器を協同せしめ偉大なる戦力を発揮す
るものとす。

自動車化師団の編制は一般師団に準ず但し軍載せるものにして重資材
は牽引式とす。

(二) 装甲軍に配属、協力をせしむべき機械化諸部隊、軍用直協偵察航空部
隊を新設す。

又補給整備力を充実し偉大なる戦力発揮に支障なからしめ特に空中
補給、交通工兵等に着意す。

(三) 編制、装備は装甲主義に重兵を置く

又装甲諸部隊就中戦軍師団は高定員編制とし当分の間一倍動員タラシ
ム

(四) 堅陣(「トーチカ」地帯)突破用の戦軍師団の建設は之を忍ぶ

右堅陣突破は重砲、砲門射撃及歩工兵の突撃作業並突撃砲兵等に依る
ものとす。歩兵師団に配属、協力すべき単一戦軍部隊は装甲軍建設の
状況之を許せば所要に應じ之を保有するものとす又全地上部隊の一般
的機械化に關しても右に準じ之を行ふものとす。

(五) 装甲軍は作戦方針の確立に伴ひ大陸の某方面に配置す。

右に即應し協力配属部隊、補給源泉、鉄道、自動車道路、飛行場等を
整備施設す。配置上特に当分の間作戦上多少の不利を忍ぶも教育練
成と部隊の建設とを容易ならしむることに着意す。

③ 建設要領

(一) 企画指導中央機関

(1) 参謀本部陸軍省内主務課に専門企画統制班を設く

(2) 装甲本部を装甲總監部に改称増強す

装甲總監は陸軍長官に隷し装甲軍及機械化部隊の建設に係る一切の
事務を掌理す。

即ち人事、教育、研究、編制、装備、技術、予算等に関し広汎なる
権限を附与し以て一途に建設に蓋達せしむ

装甲總監は作戦動員に關し参謀總長の区処を受く

装甲總監は軍の機械化に關係ある道路、自動車の発達其他の民間指
導を行ふ。

装甲總監部は装甲軍の建設完了と共に其機能を縮小若くは制限す

(3) 技術官衙の装甲関係部局を増強す。

(二) 人員の急速養成

(1) 当分の内地と軍の人員配置の重点を装甲部隊に転換す。

(2) 装甲部隊人員を急速且大量に養成す。

右人員は取致す現施設就中戦車学校、戦車隊、甲団戦車隊等を等けて之を利用し即時之が教育を開始す。

右教育機関は徹底的短期分業主義とし特に技術教育を重視す。

(3) 成るべく速かに総合装甲学校を新設す。

(三) 軍隊の編成

軍隊の編成は人員の養成、学校の充実、施設資材の整備後之を開始す。

軍隊編成並養成せる人員の過剩は各学校軍隊の定員外として之を保有するものとす。

(四) 資材

現装甲車輛(所要の修正を加ふ)及装甲兵団所要の新機械化車輛を速かに審査整備し取致す軍隊に整備す。

速かに次期軍備充実完成期前後に於ける装甲兵団所要の草原優秀なる戦車、機械化車輛の設計研究に着手し成るべく速かに之を完成す。装甲部隊関係資材の大量生産に移転し得る爲速かに所要の工業力を整備す。

(四) 対装甲に就て

(一) 対戦車装備を完備す之が爲各部隊の自衛装備は之を最少限に止め爾余は成るべく集結使用する如く専ら対戦車部隊を編成して縦深に配置す。

右部隊は機械化す。

(二) 各種火器(特に高射砲)は対装甲戦闘に適する如く装備養成す。

(三) 築城の対戦車装備及施設を強化す。

(四) 滿洲國国土計画は対装甲防備を重視して策定す。

右の野合作戦根據地、補給原典等の築城化に留意す。

(五) 民間指導

(一) 民間に対し機械化に關する軍争思想を普及徹底せしめ特に技術に關する能力を向上す。

(二) 一般の自動車工業、燃料化学工業等を振興す。

第六 通信戦力刷新要綱

一 要 旨

作戦兵力の増大、作戦地域の拡大、作戦の神速化、立体化、複雑化は現代戦の戦態にして此の面に処し綜合戦力の發揮は豊富且的確なる通信連絡の完備に依り始めて可能なり。

陸軍は太空軍、大機甲軍と相俟て通信戦力の画期的充実に着目し目下通信兵力の比率は陸軍に於て約10「パーセント」空軍に於て約13乃至17「パーセント」にして今次大戦に於ける戦果戦成功の重要な一要素を爲せり。

二 方 針

将来戦に於ける通信量の増加を予察して速に軍の通信兵力及施設を増強し且器材の改善と之に伴ふ訓練の向上とに依り通信連絡の完璧を期す。

尚平時より内地外地に於ける通信諸施設を増強し且之を一元化し以て軍作戦上の要求並戦争指導上の要求に合致せしむるを要す。

三 実行要目

(一) 企画指導機関の新設

(1) 参謀本部(国防本部)に通信部を新設して企画に任せしめ陸軍省(陸軍長官部)内の機関を増強す。

(2) 高等司令部に通信部を新設す。

(二) 兵力諸施設の増強改善

(1) 平時より戦時所要の兵力を保有し一倍勤怠とす。

特に先づ航空通信及機甲通信に重点を指向す。

(2) 諸施設就中内地外地に於ける軍の骨幹通信網並学校及軍隊の教育施設を増強改善す。

軍の骨幹通信網は極超短波式中継無線網を適當とす。

通信学校及航空通信学校を同一地に在らしめ教育の密接なる連絡を図る。

(3) 通信隊隊員の他所要の通信部隊を強めて自動軍化する。

(三) 人員の養成及能力向上

(1) 速に人員の大體養成に着手す。之が爲短期專門教育を実施す。

(2) 通信兵種の色彩を濃厚にし長期服務に依る能力の向上を策す。

(3) 無線教育に在りては特に混線分離に留意す。

(四) 高級技術を野戦器材へ導入し以て軍通信戦力の向上及既設諸施設との連繫を図る。

(五) 軍以外の諸施設

(1) 研究機関を統合強化す。

(2) 内外地に於ける航空、防空、気象等の通信網を強化し且一元化す。之が隣政府内に所要の統制局を設置す。

(3) 内外地特に作戦地に於ける通信諸施設を増強し軍作戦並宣伝謀略等戦争指導の要求に即応せしむ

第七 兵器技術の刷新及之等に関する諸制度の確立

① 要旨

軍備補充の一大進路たる資材整備の不振は其主因資源及工業力の不足、技術科学力の低調に在りと雖も非能率的なる運営に存する所亦少からず。

現下の生産補充計画に即応し軍は自らの技術陣容を強化し以て技術を向上し調査統計を完備すると共に工場指導及利用を適正ならしめ兵器大量生産の基礎を確立し以て官民一致協力邁進せざるべからず。

② 兵器技術の強化並兵器の審査及製造

(一) 技術官制の構成

研究、審査、設計、製造及検査並整備の実施は其の本質上相互関連性を有するを以て之を一元化し相互の摩擦を排除し連繫協力の完璧を期するを要す。

而して軍需品の貯蔵及部隊への補給は之と性質を異にするを以て右と別体の一機関として独立せしむるを可とす但し弾薬完成作業は本補給機関の担任とし部隊には実施せしめず。

(二) 兵器研究機関の完備

兵器審査に必要な基礎的並予簡的研究及工場に必要な技術研究の属技術者及施設を増強完備するを要す而して之等の研究に於ては部外に於ける研究機関との連絡を密にし之を活用するを要す。

(三) 兵器の研究審査並製造

(1) 兵器の研究審査

新製兵器の創案は大いに努むべしと雖も又現実兵器の堅実なる進歩を重視するを要す。又兵器の審査に際しては特に大量整備を考慮するを要す之が爲試製数を増加し且製造方式確定に至る迄を審査部門

の担任とす

(2) 兵器の製造

生産能力の増進及質の向上の爲め大量生産方式を採用し且つ設々の未熟性を保たしむるを要す。

(四) 技術者の充実

(1) 技術者を大量に養成すると共に其質を向上するを要す。時に技術下士官及技手の教育並に検査官要員の教育を補充強化す。

(2) 技術団を設け技術人争の統一を図り且つ遺材遺処被比融通を可能ならしむるを要す。

(五) 監督官制度

各軍の監督官を統一して一元的に利用工場の管理監督及調査に任せしむ本監督官は工場の技術指導及検査に任する検査官と明確に区分す。各軍統一に至る迄の過渡期に於ては先づ陸軍部内の地上航空監督官を統一す。

③ 兵器生産力増強に対する重要施策

(一) 資源の獲得、原材料工業及精密機械工業の確立

(1) 資源の獲得

資源の獲得に関しては速に滿洲、支那及内地を一元とする地威に於ける自給自活方策を実行す。

南方資源に依るべきもの亦動かしざるを以て之を取得に關し万般の方策を講ずるの要あり。空軍及機械化兵団の急速充實を要する場合時に然り。之を爲可及的速かに統一且正確なる調査を実施し東亞資源開発に対する不動の国策を樹立するを要す。

(2) 原材料工業の確立

本工業は面期的増強を必要とするものにして統一したる計画に基づき不足工場を官設し其經營は民間に依託するを可とせん。

(3) 精密機械工業の確立

本工業は軍需生産の基礎をなすを以て国内工業の助成拡張に一段の努力をなすと共に速急の必要に應ずる爲には外國技術の導入に対しても優先を認め以て至短期間に其基礎を確立するを要す。

(二) 人的要素

現在の人的要素の不足を補ふ爲には人の配置を適正にして能率的に利用し且つ技術者の多量養成を併行実施するを要す。

(三) 工場の利用運営並に其の統制

(1) 指導方針の確立

軍需工場指導方針屢次の表変に依り経験伝統の中断、企業心の変更、生産能率の阻害等を招来すること無かりしむる爲軍需工場設置の範圍、民間工場利用の主義、分業制度及下請工場の利用の方策等に付其方針を確立するを要す。

(2) 兵器整備に關する統制事項

陸、海、空の兵器整備の大綱を一元的に統制するは生産能率向上の爲必須の手段にして比内地よりするも国防機構の一化を必要とし、其主要なる事項左の如し。

(イ) 工場の調査及統計の充實

全国の工場調査は工場運用の根據にして一元的機構により計画的に研統するを要す。

(ロ) 原価計算の確立

原価の適正は経済的整備の基礎にして各軍兵種の原価計算方式を確立し円滑なる生産を実施するを要す。

断利減を適正に統制するを要す。

(ハ) 工場の利用分配

各軍の工場利用分野を調衛し國軍兵器整備を更良に指向して障礙なく整々に運用するを要す。

(ニ) 動力及交通運輸並工業立地

全國産業網の能率的利用の爲動力及交通運輸の統制を必要とし又陸軍補給基地として軍需工業の外地推進を図るを要す。

④ 航空の特殊性

今次戦争に於ける独軍航空技術の駆使と整然たる工業組織の現状とは空軍の致したる偉大なる戦果の根據にして之を帝國の現状に比する時正に天地霄壤の差ありと稱するも過言に非ず即ち帝國は今に於て根本堅固的対策を講ずるに非ずんば精銳空軍の運致至難なり。

而して之の対策は前述國産組織及空軍の一化に俟たざるべからざるもの多しと雖も対策の主要なる項目を掲記せば左の如し。

(一) 航空科学は一般科学に其の基礎を置くべきは勿論なるも時々刻々進歩して已まざる航空科学の特殊性と極端なる專門性とに即応し之を國家的綜合機構を獨立設置す。

ハ
の
内

- (二) 航空科学は其基礎学術、設計技術、及製造工作技術の總ての巨り重視、介担悉く国防目的に副か一途の方針に基き実施し其緊急接配の適切を期し得る如く強力なる統制の方策を講ず。
- (三) 新國の現況に照し技術者の養成に方りては一龍に技術を以て總括稱呼せらるる者の内特に設計技術者、生産工作技術者の量的養成を重視す。
之か隣國家学制の根本改革を必要とす。
- (四) 学術を生産に移すへき民間大研究機関を速に設置するを要す之か隣要すれば各会社より一部の適任者を強制抽出す。
中央航空研究所の改革促進は右の基調に基き處理するものとす。
- (五) 航空工業組織を抜本的に改革す其基調たるべき事項左の如し
 - (1) 全工業会社を打つて一孔と守し有机的に全性能を發揮せしむる如くす之か隣現行培養方針を根底より檢討して資本の構成に及び又下請工業の範圍を改め之か統合整理を断行し戦争の要求に応じて要すれば某機種之製作は隨時要、胴体、尾翼等単一区分に基き現各会社を徹底せる介掌区分となし得る如く改革す。
 - (2) 工場配置に当りては利益を主とする一工場巨大主義を排し介業主義に依る能率の向上と同時に国土計画及防空上の考慮に基き之を分散す。
 - (3) 生産は原則として一工場一機種主義に徹底し又多量生産要求に合する如く完成都品工場を整理統合す。
- (六) 内地に現存する機体発動機等の各製造会社に対し滿洲及支那に修理工場を進出せしむる義務を課し当該製造機体発動機の大修理を実施せしむ。
- (七) 各機種を通し発達の動向左の如し
 - (1) 戦争に於ける空軍の占むべき発展的地位に基き各機種を並して戰略的任務の達成を重視す。
之か隣行動巨量及飛行數量を増大し航法能力を徹底的に重視す。
 - (2) 各機種個々の性能は空軍としての総合戦力の發揮を重視す。
 - (3) 急速なる速度増大主義は依然として止るところなし。
 - (4) 高々度飛行能力、装甲防弾を重視す。
 - (5) 逐次機関銃より機関砲主義に転換す。
 - (6) 機種を増加を制限す。爆弾及固定機関砲を装備せざる機種なし。

0853

(7) 一弾の命中公算増加の爲輕爆は急降下に徹底し重爆亦此能力を附す。

以上要するに国家方針の一途に出づる一元的断行を先決とし同時に国家は之か実行の過渡期に於て国家自ら経済的責任を負擔するの覚悟を必要とす。

第八 軍の機能を發効たらしむる方策

劃期的国防整備拡充の實行に方りては特に舉重一體澆弊たる生氣を以て之に遇進すると共に能率の最大活用を期せざるべからず之が舊来の形式規定に促はれず無意味なる伝習を捨て餘白を軍制より脱却して專ら自由奔放大衆的見地に基き又皆その是と信する所を即決實現するの一途に精進するの要あり。

以下主として着意改善すべき要項を述べしむるは左の如し

一 滅私奉公的觀念の堅持

公に活き公に死するは是武人の面目なり。無意識的なる自由主義的悪想を矯正し毀誉得喪を意とせず我が使命達成と唯一の念願とする本来の武士道的精神に還元せざるべからず。各段の規定條例に於て亦然り。

國民の誤りたる出世感を不知不諶の間に國民の腦裡に印するが如きことなき様社会全般に亘り注意施策するの要あり。

二 人事の刷新

(1) 分に安んじ分に生きるの觀念

職分の貴賤的觀念を徹底的に是正し各自其職分に意識なるを以て最も貴しとする觀念に立脚せざるべからず。

學歷者は經歷的評価を排し実務実力主義を第一とするを要す之が醫學業修了後に於ても社会を求めて実務教育を普及徹底せしむるを要す。

(2) 道材適所主義

人事により道材を養成し適處を得しむる如くす即ち長期間同一系統の職務に服せしめ又は特業分業の色彩を養成するが如き是なり。

右に應し編制区分、恩賞、給年等を改善す

(3) 指導的人物の配置と事務補助的人員の配分

中央官衙及司令部等に於ては特に必要最少限の指導的人物を資幹とし之に配するに所要の老練事務感能なる経験者を配し以て指導的精神の透徹と事務能率の増進を図るを要す。之れが爲要すれば在郷省文官職

託等の多量利用に勉む。

(4) 人事の壮年化

人事の壮年化に關しては其の範圍方法を添く考慮す所ハは官衙に在りては部(局)長、課長、班長及一、ニの課員を軍隊に在りては各隊長を壮年化するの外は老練経験を主とする可如し。又全般に年令に比し割合を若くする教育施設を行ふを要す。

③ 指導者組織の考察

(1) 指導者は眞に有能達識の士を以て之に充て透徹せる方針の確立、強力なる指導、快刀亂麻的裁断に任ず。

(2) 下級者は介を知り専ら指導者の意図を奉じて其の職務の積極的実行に任ず。

其職務に關しては苟も他の追隨を許さざる抱負と経綸とを堅持し、且統計調査資料を整理し隨時指導者に快心の資料を提供し若は其の試問に應ず。

(3) 上意下達、下意上達を遺憾なく行ふ。之が屬上級者は速に意図を明示し下級者は隨時且杖を失せず意見の具申若くは資料の提出に留意す。

④ 事務能率の刷新

(1) 中央官衙に於ける指導的主務課の設置と其能率發揮とに就て
簡制又は官制上に指導的主務課を定め之に強力なる指導統制權を附与し且配するに指導的人物を以てし他部局課に対し杖を逐せず所期の方針を明示す。他部局課は徒に方針を批評することなく如何にして之を實現せしむべきに努力するの趣旨を可とす。

(2) 連帶制
連帶責任的觀念を捨て主務課の企図する計画に対する実行補助の見地に於て連帶せしむ。之が爲連帶の範圍を限定し且其の時期は必ずしも事前なるを要せず専ら事務の簡便と即決とを企図す。

(3) 事務の計画的教育
事務に任ずるものを特に教育養成し以て能率の増進を策す。副官教育の施設の如き亦然り。

(4) 部課の改廃
部課の組合に就ては必要の目的を達成するに適する如く重疊を定め隨時之を新設増強又は廃止削減するものとし時局に即應する処置に遺憾

むからしむ。

第九 国防強化の緊急施策要項

副期的軍備の拡充刷新の時には固より總国力を傾倒して之が実現を企図せざるべからず之が爲軍自ら爲し得る限りの努力を盡すべしと雖高貴国防國家に於ては國の人的物的諸要素は軍備に対し直接間接に至大の影響を有するを以て軍の軍部外に對する關心亦極めて大なり戰時下積國の内治、外交、政治、經濟、交通、教育、防空の現況は能く積國の國情、國民性、伝統を巧に調和して所謂高貴国防國家の一体系を完備せるものと稱しべし之等に対し深く研究すれば本國集團の任に非ざるを以て茲に之を割愛するも既述の軍備充實実行の爲軍部内外を通じ緊急施策を必須と信する若干の要項を述べれば左の如し

(一) 經濟及財政基本の考察

高貴国防國家の建設特に国防上必須とする大軍備建設の爲重要なる要素は國家の財政經濟態勢を整備革新し以て国防上の全要求を充足せしむるに在り。換言すれば某經濟觀念に基き一定の域内に國防を建設するに待すして國家の目的を確立し該目的を充足する爲經濟財政を從屬転換せしむるの要あり之が爲の基本府の事項左の如し

- (1) 國民は皇國本然の人生觀に覺醒し自己は國家の如何なる部面を担当せば皇國の發展に最も意義ある貢獻を爲し併て自己の天分を完全に生かし得るやを人生觀の第一義とし政治は萬人をして各々其時運を爲しめ如何にして其賦命に安せしむるやの根本に思ひ及ぼさるべからず。即ち功利私益を擲けて飛達せる經濟態勢を逐次転換して八紘一宇の理想を直ちに導入して經濟の基本とするを必要とす。
- (2) 經濟の運営は右基本觀念に於て国防物資の量と流れとを周到に計画し之を基準とする物資運轉の經濟及之の達成に必要な努力と價值單位とする經濟に向つて之を転換導入するの要あり。
- (3) 國家財政は従來の財政技術を如何に丹念に運営せんとするも今や努力償ふものなし即ち多岐的政策の羅列を排し重点に向つて國策政策の集中經濟化を図るを先決とし厥後する國民所得の増加を転換して生産力増強に誘導する積極的施策を講ずると共に政府會計予算の制度の合理化、能率化、科学化に關し技術的検討を加ふるを必要とす。

(二) 國民皆兵制の拡充

天皇親率の皇軍、統帥権の承行及國民皆兵の建軍体様は帝國の存続に裨るべき兵制にして日本興隆の一大源泉と謂ふべし即ち此の精神を拡充して全國民に及ぼすは帝國独自の國防國家の人的組成を構成し天皇親政の精神を浸透するの捷徑なりと信す之を闡明するべき若干の要目左の如し

- (1) 全國民を國役に服せしむ即ち國役に介ちて兵役と公役とに区分し帝國々民は其何れかの義務を遂行するを要するものとす。
公役は兵役に準じ國民の崇高なる名譽たると共に其義務とし武器に代ふるに勤勞を以て國家公衆の諸作業に従事す其組織は凡て軍隊に準じしむ。
- (2) 國家重要の地位に在る官公吏公共団体の指導的地位に在る若輩教授教師等教育担当者等は兵役終了を以て其資格の一とし又要は戰場又は國境軍隊に短期召集して軍人的鍛練を加へ國防に對する熱心と理解とを浸透せしむ。
- (3) 官衙、學校、公共団体等は勉めて命令、服従、敬礼、犧牲、責任、協同、秀才拔擢、將校団の気風等軍組織を採用し、又學校教育は訓育を主とする陸軍補充學校を範として經營す。
- (4) 軍人を貴しとする觀念を向上する爲國防思想を普及徹底すると共に特に從軍將兵に對する國家の精神的社会的優遇の方途を講ず。
戦死傷者の遺家族に對する処置は右に伴ひ一層之より徹底せしむ。
- (5) 女子に對する兵役及公役は男子の不足を補ひ且女子適任のものを賦課するものとし特に日本家庭の至善性に調和せしむ。

③ 國民教育及体位の向上

軍備の飛躍的擴張、國防經濟の建設、國民皆兵制の拡充等高度國防國家完整の爲の一大眼目は正に國民教育及体位の向上に在り。國家の奮ふべきところを明示し日本古來の精神を喚起培養し全國民結束して一の目標に向つて大前進を開始せしむるは即ち之を教育の力に俟たざるべからず。

- (1) 一貫せる教育体系を確立す即ち國民教育ハ母胎に始まり學校教育を経て兵役又は公役に連接し爾後實社會に立ちて各々其分に應ずる教育啓蒙指導を受けしむる如く國民教育の体系化を期す。
- (2) 一般教育は國防國家の心須とする國民の心構へ特に奉公の精神に則り勤勞、實踐、實物的教育を屬せしむ。
即ち事實に就き體驗を通して知識、技術を獲得せしめ之を實際に運用

することに重きを置く。

以上の外に科学、技術に關する教育の刷新を図る。

(3) 以上教育の一貫性及教育内容の重兵構成により一般國民教育は兵役(公役)を以て之を終了し旺盛なる青年期を實社会に活躍せしむる如く教育段階を定む。

(4) 体位の向上の爲前並教育は總育と相俟て体育を重視す。

帝國に於ては特に婦女子の体位向上に画期的刷新を図る。

人口の都市集中、事務的職務の激増等に伴ひ一般教育終了後就職者の体位向上に關し特に國家又は社会の施設指導を加ふ。

第十 結言

旅伊視察の結果帝國國防上緊急と認むる事項以上の如し而して以上は固より國內運識の士の腕に暗進するところにして之を敢て遺言する所以のものは即ち他なし実行實現を切望すればなり。

俄國再建並戰勝の跡と舊國慘敗の因由とを比較するとき前者は拳國一體斷乎一目標に邁進實現せるに反し後者は談評相剋名論卓說滿すところなく遂に國家の危殆を招来せりと謂ふも遺言に非るべし。

本職等異部に在りて皇國の眞姿を仰ぎつゝ愈々要は実行に在ることを確信するものなり。

本視察団に対する中央の配慮並盟邦旅伊の誠意は本職等の特に感激するところなり。

詳細に關しては後日更に第二卷として報告すべきも右取敢へず報告す。

(終)

第二編

第一章 国防機構の一元化に就て

第一節 一元化の絶対必要性に就て

帝國軍制を回顧するに明治維新兵制の確立以来陸海軍兵力の増加に伴ひ且累次の征戦を経て帝國国防中枢機構は今日の整備を見たり。此の尙時に注目すべきは、当初統帥部は陸海軍を合せる組織なりしも海軍々令部の独立分離を始とし次て大本營幕僚長も一人より陸海各一名に改稱を見今日帝國軍制中央機構は陸海軍省、参謀本部、軍令部、大本營陸軍部、海軍部に截然相歧れ、軍隊、官衙、学校は固より陸海軍の協同、軍需工場等の分布等に至る迄二元の系統を以て遂に各独自の系統と歴史とを背景とし国防國家形成の段階に入れり。

帝國軍制就中其の中央組織は明治以来克く帝國の偉大なる発展の中核を形成し不滅の功績を建てたり。然れども今や帝國は現在及將來に於ける世界情勢に對処し国力を充實し国防國家の完整を期し以て帝國の崇高遠大なる國是國家を四海に宣布せんとす。即ち歐亞帝國の軍制又之に適應する如く反省革新を要すべき時期に到看せり即ち他なし、陸海空の國防組織の一元化断行にあり。獨國を視察し前大戦當時の雜軍と現在とを比較し帝國の現情に皆み国防機構一元化の絶対性を痛感すること右の如し。

① 戦争指導に於ける国防意志の神速的確なる決定及発動。

戦争指導に於ける武力戦指導即ち統帥の地位は重大なり。統帥に於ける先制主動の意志の決定及之の発動は透徹せる思慮と純乎の理性とに立脚し其に於て發動せざるべからず、而して特に重要なるは政略をして戦争準備及戦争実施に一兵の疑兵なく戮力邁進せしむるに在り。之の爲には意志の明確、統一を絶対必要とし国防中枢の一元的発動を以て最も重要なる要素とす。現代戦の複雑多岐にして重大時局緊急接連するに際し國策の一致運用を切要とするに於て特に然りとす。

② 政戦両略の緊密即決化。

戦争指導に於ける政戦両略の協調を考察する政略一元的なるに反し戦略二元的態様を存するは現代戦進行上其宜を制する所以にあり。假

今同一決定に到着するも其見方、考へ方、向き方、傳へ方は各々個性により異なるは勿論時に情況重大困難なるとき因襲、傳統の潜在する時決定意志具體的遂行に於て緊密ならざる感あるは従来其例に乏しからず。

軍争の一元化は戦争指導に於ける政戦両略の緊密且即決化に画期的發展を見るに至るや必せり。

③ 国防國家の迅速整備

前述戦時に於ける場合の外今国防國家態勢の迅速整備に邁進するとき其中心たる軍の施策及態勢の一元化は推進及牽引力となり官民百の努力に勝るものあり。

④ 統一且経済的精銳軍備の急速整備及研究訓練の綜合

軍需生産の統一、資源努力の融通、予算の運用等迅速に精銳軍備を完成して交戦する國際情勢に対処するは現世帝國主義の急なり、陸、海各々脱出して軍備の充実に邁進する時往々協調の美を超越して相剋争奪の弊を生じ之が民情に及ぼす影響甚からざるものあり。國民生活に大なる忍苦を要する現時に於て特に然り陸海河軍の一元化は國家上下を一新して強大軍備の急速整備に貢献するところ蓋し至大なりと謂ふべし。

⑤ 陸海時に空軍兵力の統一運用

大陸軍と共に大空軍を必要とする帝國の地位は列強に倫に見るところにして今も總国力を傾倒して増備する武力は近く最高段に達すべく帝國が列強に対処する時今後不可缺の要素は実に充実せる陸海河軍を渾然一体化して十の戦力を十二分に統一運用し重突に向ひ各個に壓破するに在り五指一拳に若かず之無くしては到底帝國の國策國策の宣布は不可能と謂ふべく陸海河の一元化は今も昭和維新の先驅と謂ふべし特に空軍の統一運用を策し之が独立を見る場合に於て陸海河軍三軍の一元的統帥の必要は贅言を要せざるべし。

第二節 国防機構の一般体系

帝國国防機構の一般体系確立の壽基體たるべき事項左の如し。

- ① 國體に基き國民性を考慮し文武各協同一体發展の趣旨に則るを要す。帝國の国防機構は一人の「ヒットラー」なる人物を中心とし其偉大なる國家統率力を基幹とし其國民の組織性、服従性を徹底として成立せ

一〇の丙

るものにして其機構は之を前独乙帝國の模範に比すれば能く強國現時の情況に合するものと謂ふべし然れども帝國は尊嚴なる國体を基調とすべく天皇を中心と奉戴し万民は天皇に歸一して永遠無窮の帝國構架を深く處りざるべからず。茲に強國と比較すべからざる根底的相違あり。人材、器材固より望むべしと雖も個人により差等ある兵制は不可にして帝國ハ能力手腕の外至誠忠純の士あることを諸制の前提として決定するを要す。即ち文武、俗業、至誠奉公、要賢を以て國防機構の要素とせざるべからず。方今、高段國防國家に在りては、文武一言質的に區別し難きもの多しと雖も其本質は迥然として之を確立するの要あり。即ち武は眞武に立ち素りに文に干渉せざる体系を至上とす。

② 光輝ある統帥権を基とし建軍の本義に透徹するは皇軍精強の第一要素なり。

皇軍は天皇親率にして指揮系統の關係は武然として統帥権承行の精神を本義とす。之皇軍其他の制肘を受けず命令一統一なる皇戦に従ひ得る所以なり。強國に於ける軍政及陸軍の幕僚長が同時に軍隊の長官たるの現制は不可にして皇軍に於ては統帥の不露獨立と果敢断行とを依然強調すべく軍令、軍訓、訓練の責任の分界不明瞭なるか如きは採るべからざる所なり。

③ 軍政、軍令の両機能は相互調和し且強力迅速に其機能を發揮する如く制定するを要す。軍政、軍令兩系統を依然固然區別すべきこと前並の如し。而して往時政治が混淆し軍備第一義に徹底し得ざる情勢に於ては軍政当局が作戰の要求を實に大なる苦心を拂ふも効果少く屢々政府と軍と対立し並いては統帥府の軍政機構に対する不信を醸成するか如き忌むべき情況を見たるべからず。諸制之に則して進展せるか如きもの少しとす。然れども今日に於ては國防國家の全努力は國防の強化を第一義として國家諸制を規律せんとし、軍政当局は其中心としてあらゆる努力を傾倒しあり。則ち統帥府は安んじて軍政当局の施策に信倚し以て本然の作戰用兵に専念すべく可能の兵力量を以て透徹せる作戰計画を確立し常に軍政の努力に明確なる指針を與ふると共に統帥に此の商榷なかりしむるを要し又軍政当局は統帥に信倚して作戰目的達成の爲所要の量と質とを準備し實現せざるべからず。是軍政軍令兩機能發揮の諸官制決定の根本要素とす。

次に軍政軍令両枝閣個々に付上下の系列に関しては国防の基本たるべき企画、統一部局と軍政、統帥施行部局とを区分するを可とす。即ち前者は広く軍以外の枝閣と接觸し軍の現地に於ける戦争指導国防国家の指導及国策の嚮心所を画策し、後者は前者の定むる所に従ひ純然たる軍政、軍令に専念して国軍の精強を図るを任とす。是亦軍政、軍令両枝能発揮の重要なる要素とす。

秋軍の国防軍總司令部は前者に、陸、海、空軍總司令部は後者に該当するものにして以て国軍の参考とするに足る。

- (四) 国防国家の態様は即ち平時時近似の態勢にして特に国防中核機構は平時時全く同一の觀念を以て制定し唯平時業務遂行上の便宜と性質とを考慮し若干の差違を認むるを適當とす。

以上に基く国防機構の体系の概要は附表第一の如し

第三節 軍政機構

一 国防省

(一) 国防大臣は國務大臣たる陸(海)(空)軍中ノ現役大(中)將を以て之に親補し国軍の軍政を管理し所轄諸部を監督す。

(二) 国防省官制の概要附表第二の如く国防の大綱又は基本と爲るべき事項及陸海空三軍軍政の統一に關する事項を處理するを以て本旨とす。而して三軍の軍政に關しては其長官部をして各々各軍の特性を十二分に發揮せしむべく国防省は眞に統制を要する事項又は統制に依り各軍軍政を積極容易ならしめ得べき事項に關してのみ之を管理し素りに細部に亘り干渉せざるものとす。

(唯極上奏権を加ふ)

(三) 国防省職員は三軍中の俊秀を簡拔し成るべく国防大学に於て所要の教育研究を修了せし者を以て之を補充するものとす。国防省士官は三軍と別格の服制に依る。

前項の外成るべく国防大学にて教育せしめる文官を加ふ。

(四) 国防調査統計局は国防に關する内外一切の調査及統計を複製保管し国防上正確なる判断、處理の基礎資料を準備するものとす。

(五) 宣伝報道部

(六) 現今陸軍省所管事項中国防省所管を可とするものを列挙すれば左の如し

(軍 争 課)

国防の大綱に関する事項
国軍の建制及三軍兵力量の基本
戒嚴、警備中所要の事項
国軍予算の一般税制

(軍 務 課)

国防政策一般に関する事項
国際的規約に関する事項
国家總動員一般に関する事項
帝國議會との交渉
滿洲国及支那の軍争其の他之に関連ある事項
国防思想の普及思想対策に関する事項

(兵 衛 課)

兵役に関する事項
人形動員一般に関する事項
在郷軍人会に関する事項

(防 衛 課)

憲兵の本務に関する事項
軍需警察及軍民の保護に関する事項
都市計画に関係ある事項

(戦 衛 課)

軍需動員、物資動員一般に関する事項
軍需動員に要する人員の取得及分配に関する事項
海外軍需物資の取得及利用の基本に関する事項
特務に関する事項

(工 政 課)

軍需品、工業の増進及補助の基本に関する事項
軍需品製造設備の計画及其の実施の統制に関する事項
軍需品製造等の監督の統制に関する事項

(資 源 課)

軍需品の原料及材料の調査及研究の統制に関する事項
軍需品の原料及材料の供給、調整に関する事項
軍需品の原料及材料の規格の統制に関する事項

燃料一般に関する事項

(交通課)

国防交通一般に関する事項

水陸交通路に関する事項

政府交通の統制に關係ある事項

(主計課)

軍費運用の研究及審試に関する事項

(監査課)

民間工場に対する経理及原価調査の監督に関する事項

② 陸軍長官部

(一) 陸軍長官は陸軍將官を以て之に親補し国防大臣に裁し陸軍々政を管理し所轄各部を監督す

(二) 陸軍長官部官制(案)の概要附表第三の如し

陸軍長官部は主として陸軍の精強を図ることに努力し特に必要ある場合限り国防大臣の指示に従ひ政府機関陸軍部外官民の指導又は統制に任ずるものとす。帝國議會に關しては陸軍長官所要に応じ政府委員として出席することあり。

陸軍長官は自ら軍政を切り廻すことを主義とし次官及局を置かず謀長を自ら指揮するものとす。但し直轄監察若干を有し長官の企画裁断を積極的に助成し且各課事務の運轉を円滑ならしむ。

各課の種類及業務並人員の配當は長官之を定め自ら企画する重要達成に對する如く隨時之を増減改廢するものとす。又謀長は少將又は佐官級とし事務の繰達を図る。

國防省に於て管掌する事項中陸軍専門事項又は關係深き事項に就ては國防省と密に連絡し其を失せず實業を決定準備するものとす。又陸軍専門事項のみの法律、勅令等は国防大臣に報告するの外陸軍長官部之が施行発令の手続を採るものとす。

(三) 教育本部、械甲本部、通信本部、兵器總本部、兵器補給廠其他に就ては別に並ぶる處に依る。但し陸軍長官は之等機関の長に對し明確なる軍政上の根本方針を示し各本部をして適宜なる才能發揮に遺憾なくらしむるものとす。

③ 空軍長官部

空軍長官部の官制案の概要附表第四の如く其趣旨は陸軍長官部に準ず。

但し空軍長官は内外国士及三軍に係る一切の航空（三軍各直接の航空及三軍の兵力使用に關するものを除く）を管轄し且同時に非軍事航空行政一切を管轄する特崗（別に新設）の長を兼ねるものとす。

第四節 軍令機關

一 国防本部

(一) 国防總長は陸(海)(空)軍中の現役大(中)將を以て之れに親補し、天皇に直隸し帷幄の軍務に參画し国防及用兵に關する計画を掌り所轄諸部を管轄す

(二) 国防本部の編制（附表第五）の如く其主要業務左の如し

(1) 戦争計画の策定及戦争準備の企画統制並戦争指導の基本的事項

戦争の計画準備指導は政府及統帥部両者の一体的協同業務なり其業務の凶況なる到底統帥府のみの能くする処に非すと雖も国防の重責に任する国防本部は之等の基本事項を確定し不断内外の情勢を注視し刻々変遷する枝微の動きに應じ不動の方針を堅持すると共に國家諸般の指導に対し常に主動的準備を怠らざるべからず。之が爲不断政府諸特崗と連絡し冷静に戦争計画を鋭練推敵する部員を有するの要あり。

(2) 国防方針及作戰計画を策定し特に三軍の綜合運用之に基く三軍各の兵力要介担、任務、協同、隸屬区分の根基を定め各軍の軍備全般の準備にらしむ。

(3) 国土防衛の策定

前項に準ず

(4) 日英支三國の国防調整に關する作戰關係事項の決定

(5) 情報（諜報を除く）の収集及防諜の統一的事項

(6) 諜報及諜略業務の統一実施

(三) 国防本部の業務の概要前項の如しと雖特に統帥上重要なるは三軍各統帥部をして一致の目的に向ひ積極果敢統帥の妙諦發揮に遺憾なからしむるに在り此の趣旨は國防省と三軍長官部との關係に於けるよりも一層重視し如きは三軍の協調の如きも基本目的に発するもの以外は細部に至る迄も一々上司に決裁を上申するか如きこと無からしむるを要す。即ち時に三軍の精神的理解協調の誠に万全の着想を置かざるべからず。

(四) 国防本部職員は概めて川教選材主義とし三軍中の優秀を簡拔し特に三軍の才能に適するを要し国防大学を修了せしむるの外三軍統帥の実務を経験せしめたるものを以て之を補充するの要あり。服制亦国防省と同様別箇に制定するを要す。

(五) 通信連絡部は全軍及海外武官の中央に対する通信連絡の実施並監督機関とす。

(六) 謀報部は謀議及謀略の統一実施機関とす。

(七) 謀報部及通信連絡部は其業務の性質に鑑み全般のもの、三軍皆々のものを一轄して統一実施するを適當とし国防本部直屬機関とす。

(八) 国防大学は三軍より簡拔せる將校に対し戦争及三軍綜合用兵の教育及研究を行う。校長は国防次長兼任とし教官は国防省、国防本部等にて本職を有するものを主体とし実務を中心とし現実と理想、過去、現在、将来に亘る教育研究を行う。右の外政府官民の進退の看を以て教官及学生とするものとす。

② 大本營

大本營は平時の国防本部を以て之に充つるものとし特に増加する人員及機関左の如し

国防大臣(大本營陸員とす)

国防經濟整備局長

陸、海、空各參謀總長

国防省報道部

③ 陸軍參謀本部

(一) 陸軍參謀總長、現役陸軍將官を以て之に親補し、国防本部長に隷し陸軍作戰計画及動員計画を掌り所轄諸部を管轄す。

參謀總長は參謀の職に在る陸軍將校を統轄し且其教育に在す。

參謀總長は全陸軍部隊の長に対し作戰計画及動員計画に関する区画權を有す。

(二) 陸軍參謀本部編制(案)の概要附表第六の如し。

陸軍參謀本部は専ら陸軍用兵作戰の計画に努力し直接又は所要の機関を通し作戰上の要求を全軍に浸透せしめ要す。陸軍高級指揮官の教育練成を図るものとす。

陸軍參謀總長は自らの智囊を傾けて作戰に専念するものとし次長及部長を置かず諫長を自ら指揮するものとす。但し直轄(空軍連絡將校を

含ましむ)の幕僚若干を有し、總長の企画、裁断を積極的に助成輔佐し且つ各課事務の連繫を円滑ならしむる趣旨は陸軍長官部に於て述べたるに同じ。

(三) 陸軍大学、陸軍測量部に於ては現制に準ず。

歴史、作戰用兵研究部は陸軍大学が当面の作戰計画に於ける研究を主とするに反し、広く深く戦史及兵学の深奥を研究調査に任ずるものとす。

④ 空軍参謀本部

(一) 空軍参謀本部の編制(案)の概要附表第七の如く其趣旨は陸軍参謀本部に準ず

但空軍参謀長は軍防空(三軍各直接の防空を除く)計画に關し三軍所要の部隊を直接区処するものとす(陸海軍所轄部隊に対しては陸海長官に協賛の上)

(二) 陸海軍より連絡將校を置く。

(三) 空軍大学、戦史作戰用兵研究部に就ては陸軍のものに準ず。

⑤ 陸軍、空軍参謀本部の戦時編制

平時組織を準用す。但し主力を以て陸軍に戦地に出動、帰還し得る如く機動輕快性及移動通信連絡を強化するものとす。

第五節 新国防組織より見たる現制一部の觀察

① 教育總監部

教育總監部は教育本部に改稱し陸軍長官所轄官衙とし陸軍参謀本部、兵甲本部、通信本部、技術本部(管轄事項を除く)の一切(官衙、学校及各部を含む)に亘り其進歩向上を図らしむる如く之を増強す。

教育を陸軍長官、陸軍参謀本部何れに属せしむべきや又其部下学校の一部を陸軍参謀本部隷下に移す等に關し諸案あるも本案に於ては軍政機關に親せしめ入卒、予算、特に教育訓練施設の刷新向上と教育の統一を考慮して一案を樹立せり。作戰と教育との密接不可分性に關しては固より必要なるも作戰上の要望は参謀總長の区処權命令、條例を通じ必要の時之れを表明し得べく又学校の性質上常時課及せしむるの要少かるべきを以て陸軍参謀本部をして作戰に専念せしむる趣旨に併せ考慮し在の案に據れり。

② 航空總監部及航空本部

(一) 航空總監部は空軍教育本部に改稱す、其趣旨教育總監部の改稱の趣

旨に準ず

(二) 航空本部は空軍長官部の新設と共に歴史的に解消す。

③ 侍從武官府

侍從武官府は専任武官の外兼任武官を設置す。兼任武官は国防大臣、国防本部長、直屬幕僚中より之を詮衡す。其趣旨は国防基本たるべき事項に關する奏上、奉答、命令の傳達を一層的確にするに在り。

④ 軍爭參謀院

軍爭參謀院は国防統制の一元化と共に實質的価値少きを以て之を廃止す。

⑤ 檢閲總監

(一) 新に檢閲總監を置く

檢閲總監の人員及幕僚の人員は各若干名とす。

(二) 檢閲總監は歴戦者又は枢要なる軍務の經歷を有する將官にして功績時に顯著なる者の中より之に親補し天皇に直奏し常時國軍諸部隊を檢閲し國防國家態勢に於ける軍民の協調を査察し其状況を隨時奏上し且國防大臣、国防本部長に通報し國軍就中三軍の一体化的向上進歩に資するものとす。

第六節 国防機構改変の橋実行上着意すべき事項

国防機構の改変は軍制改革の事業にして實に昭和維新國防國家完成の核心なり時に國防の一元化は理路明にして其要切々たるものあるに拘りず当局の断乎として提唱するに至らざりし所以のものは明治兵制確立以來建軍七十有餘年法制完備し傳統断乎として軍余りに重大なると斯辰の衰歟急にして省るの余裕少りしに在るものと思惟せらる。而して実行上最大の要は陸海兩軍の意見一致に在り。

① 陸海完全なる意見一致の要に就て

國防中枢の改変に方りては陸海完全なる意見の一致協調を第一義とし初勅正國防上一策の疑惑を破さざるを要す。往時在上薩の海軍長の陸軍を喧伝し陸海兩軍の協調に弊を及ぼしたるが如き極端な國防軍の統一の橋の補正を行はざるが如きは最も戒むべき所とす。特に時局枝微の丑界情勢下に在りて往時論議に目を重ぬるが如きは不可にして漸に臨り至短時日に断行するを要す。

陸海兩軍の一致協賛は各種の手段ありと疑下僚の協賛より始むべき性

質にあり。陸海大臣及大本營所幕僚長直接際を交へて武を練り案を決して両府同時に奏上、上諭に依るを要す。

② 国防機構改正委員会

陸海兩軍の整備基本方針決定と共に国防機構改正委員会を設置す其性格は左の如し。

(1) 勅令機関とす

(2) 本委員会之の任務は陸海兩軍の一元化の可否を研究審評するものに非ず。一元化の客制を決定し審制の改変具体案を導るに在り。

(3) 本委員会は国防機構の完備之を常談するも国防機構の一元化は本委員会之の完全なる研究完備を待ちて之を具體化するものにあり。逐次に実行に移し成るべく速かに之を完備の域に至らしむる如く業務を律するものとす。

(4) 委員会總裁は現役武官を以て親補し天皇直諫とし委員は文武官を以て之に充つ。

總裁は国防機構一元化に關係ある事項に關し陸、海軍大臣及參謀總長、軍令部總長を区処することを得。

③ 国防機構の一元化と空軍獨立との關係に就て

陸海軍の一元化と空軍獨立とを兩府同時に行ふべきや、尙れを先に行ふべきやに關しては研究の要あり。然れども振川殿統帥部の一元化を先決するに非れば陸海航空の統一運用不可能なるを以て事務上の順序として統帥部の一元化、陸、海航空の獨立運用体系の迅速整備より始むるを適當とす。

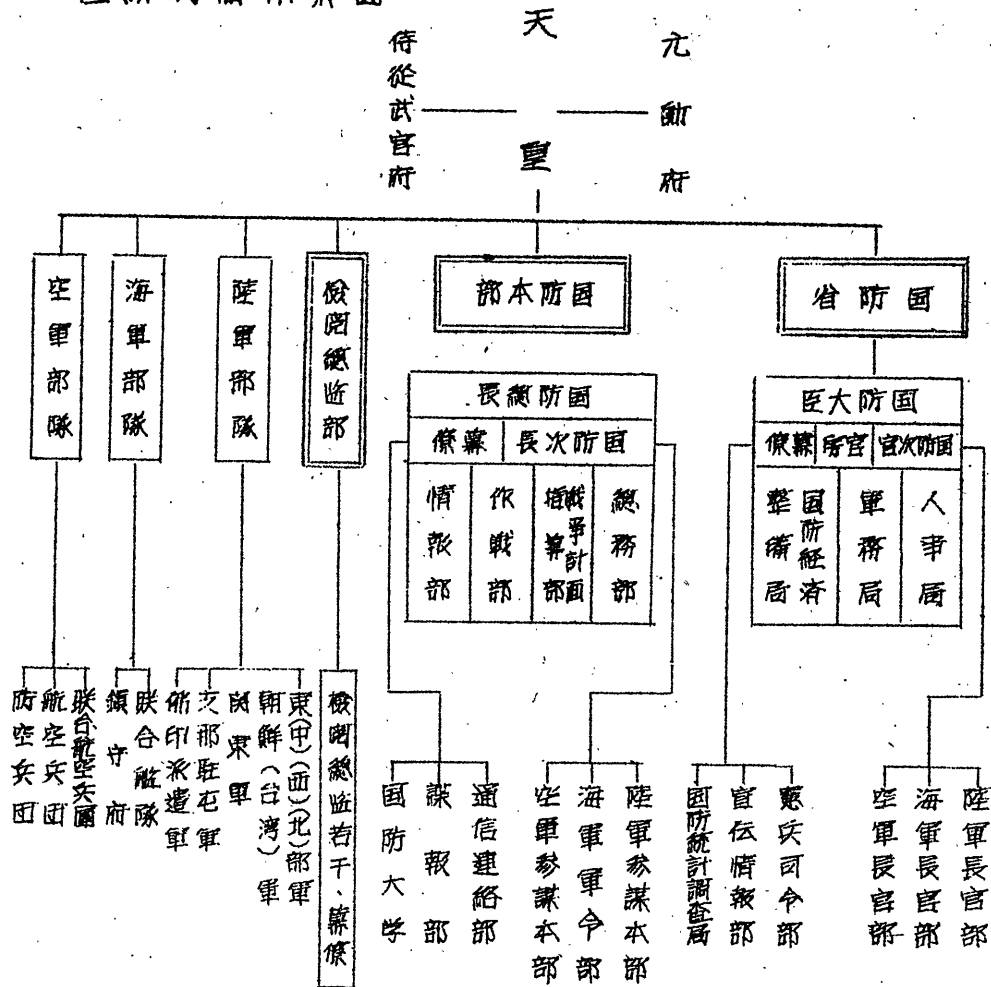
又陸海一元化の要を論ずるに方りては空軍獨立の要を力説し又は軍需技術の統一の要を説述するを以て現時局に適切なる場合もあるべきをも考慮するの要あり。

過渡的に実行し得るものは直ちに実施するを可とす。

(終)

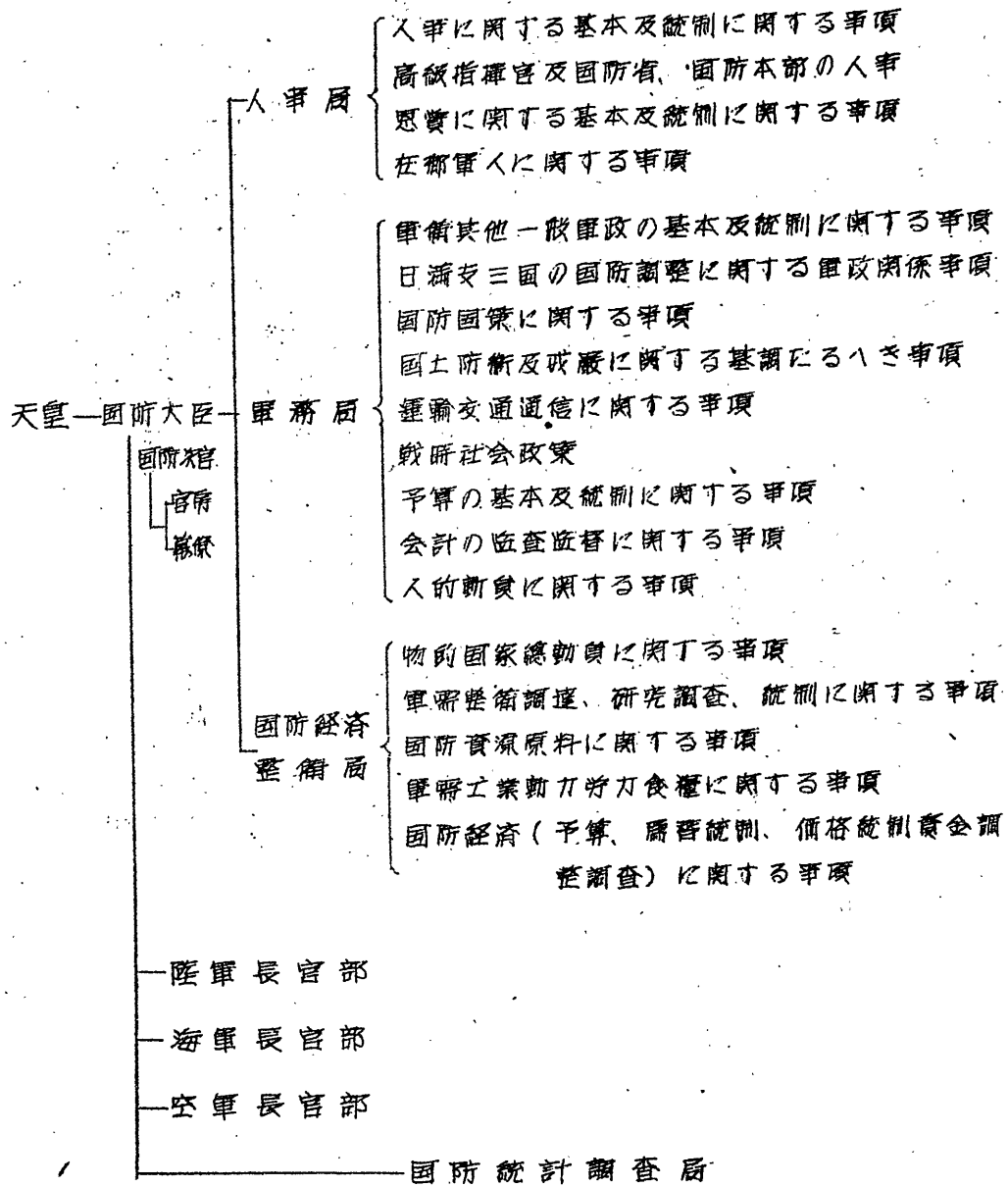
附表第一

国防機構体系図



附表第二

国防省の編制

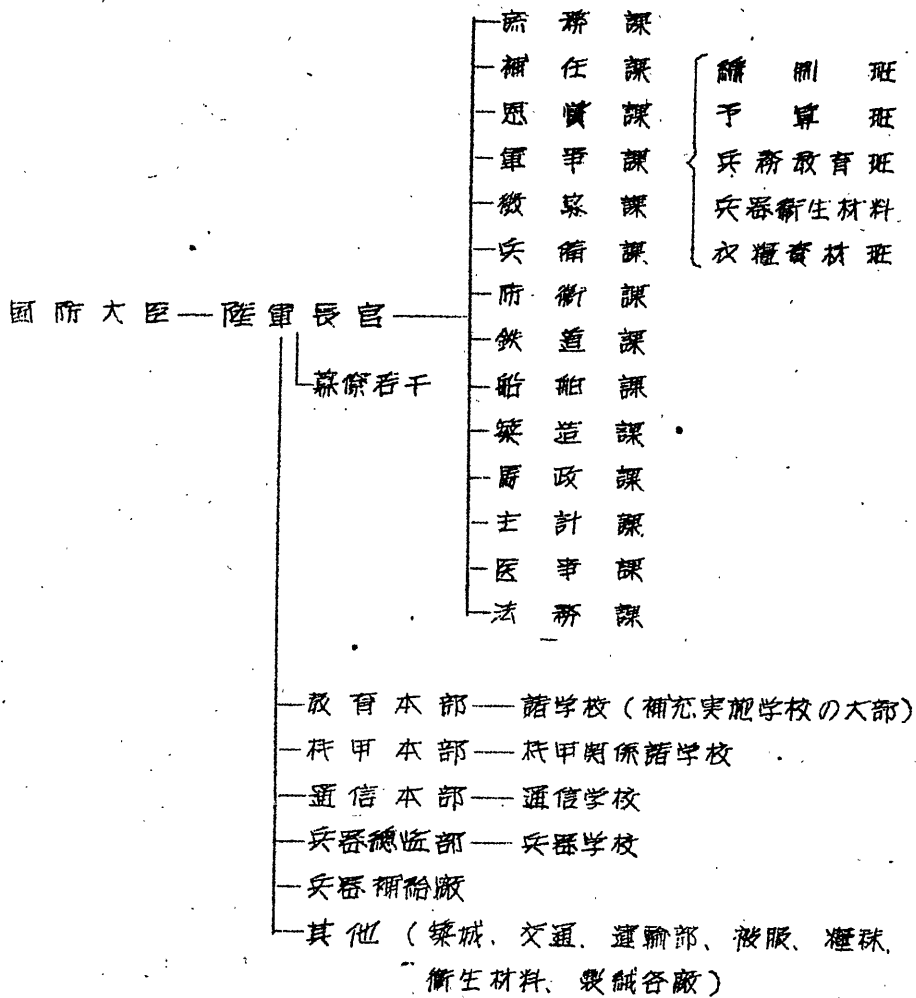


一
二
の
外

0871

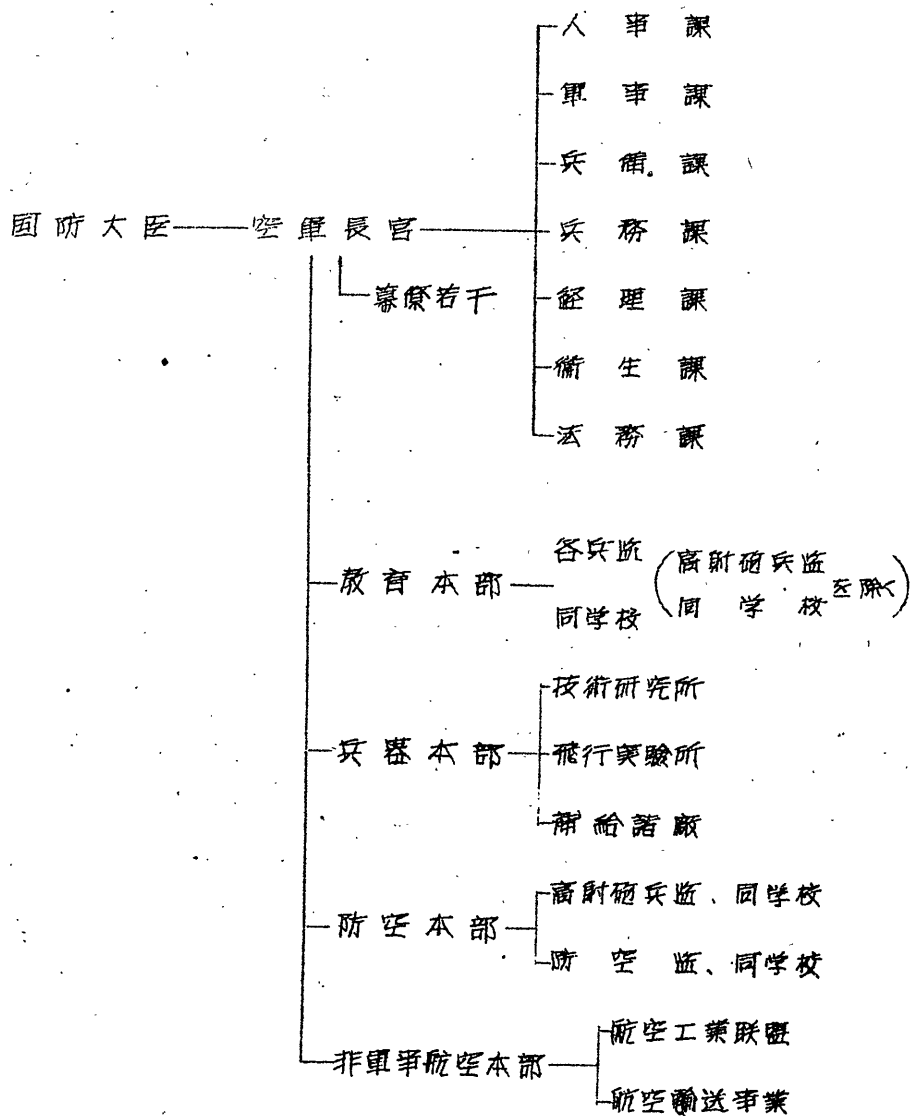
附表第三

陸軍長官部の編制



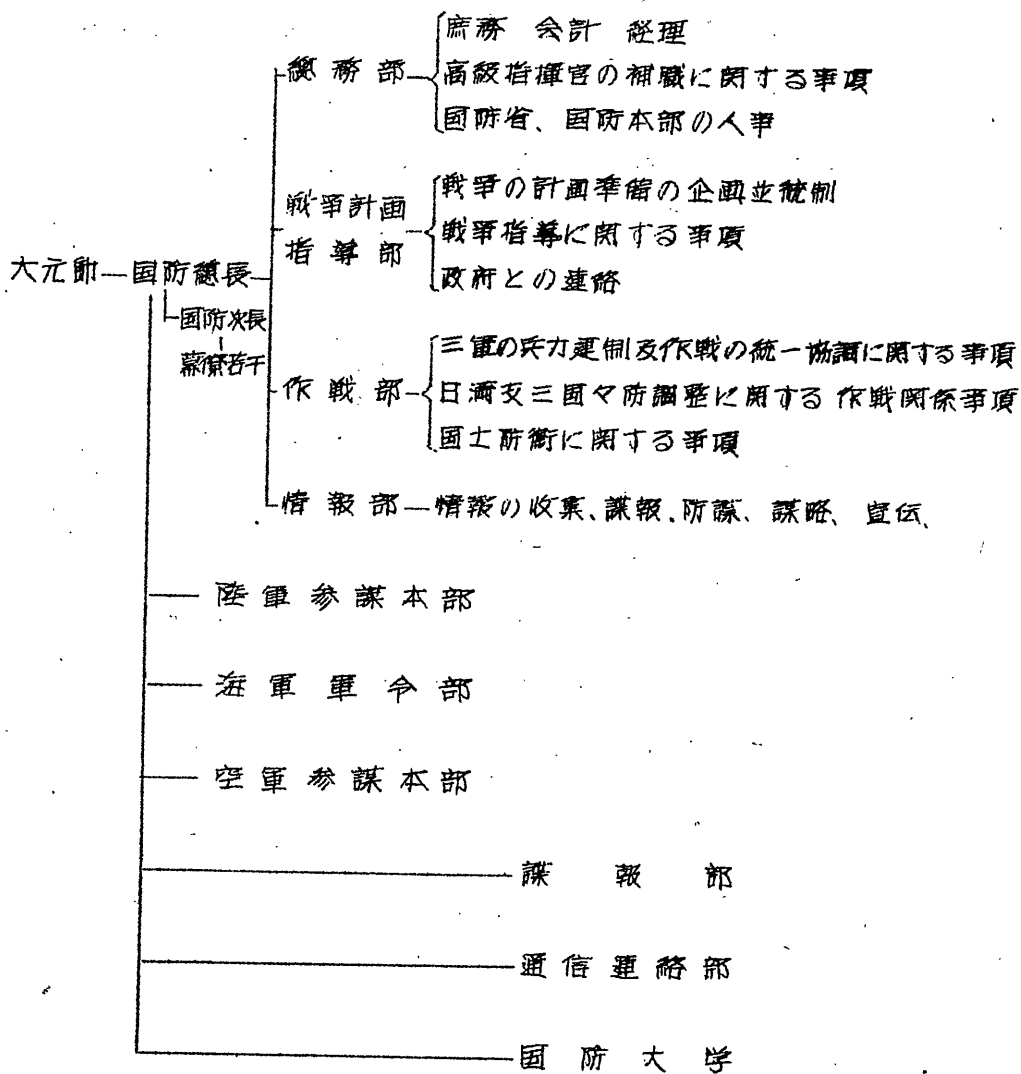
附表第四

空軍長官部の編制



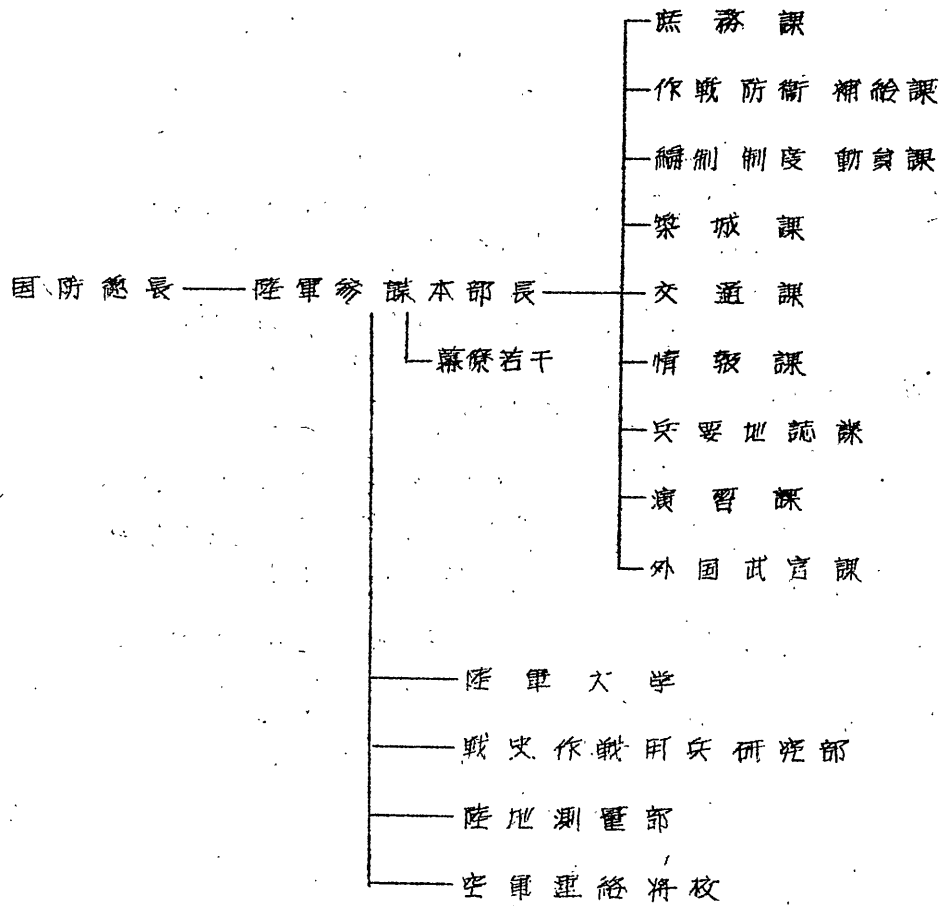
附表第五

国防本部編制



附表第六

陸軍参謀部の編制



一三
の
外

附表第七

空軍参謀本部の編制

